

文 教 員 会

令和8年1月22日

庶務報告

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 小松南小学校の改築について | (学校施設整備)
(担当課長) |
| (2) いじめによる重大事態の調査結果について（その1） | (教育指導課長) |
| (3) いじめによる重大事態の調査結果について（その2） | (教育指導課長) |
| (4) いじめによる重大事態の発生について | (教育指導課長) |
| (5) 損害賠償請求事件の判決について | (教育指導課長) |
| (6) 文化・芸術に関する業務の移管について | (生涯学習課長) |
| (7) (仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画（案）
について | (生涯スポーツ課長) |

小松南小学校の改築について

学校施設整備担当課

1 内容

小松南小学校の改築に当たっては、新小岩駅南口地区市街地再開発事業に伴う児童数の増加に対応するため、令和5年度に次期改築校として選定し、令和7年7月に学校評議員、青少年委員、PTA、校長などの学校関係者及び通学区域の自治町会長等で構成する改築懇談会を設置して、令和7年度中に「改築のための基本的な考え方」の策定を目指して検討を進めている。

小松南小学校は区内で最も敷地が狭隘であり、学校運営を継続しながら改築事業を進めた場合、工事エリアと学校運営エリアとが近接し、改築期間中の教育環境に影響を及ぼすことに加え、児童数の増加に伴い必要な教室数を確保することが困難な状況である。そこで、改築の進め方について整理を行ったため、報告するもの

2 改築の進め方

新校舎は、通学区域の中心に位置する現小松南小学校敷地に建設する。工事期間中は、近接する旧松南小学校敷地を活用し、学校運営を行う。

なお、旧松南小学校敷地の活用方法については、改築事業終了後の跡地活用ニーズを踏まえて府内で検討を進める。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 教育委員会及び文教委員会において「改築のための基本的な考え方（案）」の報告

近隣住民説明会の開催

令和8年3月 「改築のための基本的な考え方」の策定

令和8年4月以降 改築方法に応じた補正予算案の計上

旧松南小学校敷地の活用方法の決定

4 案内図



いじめによる重大事態の調査結果について（その1）

教育指導課

区立小学校においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生したため、同項に基づき、令和6年7月に葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）に調査を要請した事案について、対策委員会が実施した調査結果の概要を報告するもの

1 対象児童（いじめ認知時点）

第5学年 女子

2 いじめを行った児童（いじめ認知時点）

児童A 第5学年 男子

児童B 第5学年 男子

児童C 第5学年 男子

3 経過

令和5年11月頃～令和6年1月 4（1）に記載のいじめが発生

令和6年1月23日 学校がいじめを認知

令和6年3月10日 対象児童保護者の代理人弁護士から学校に対し、いじめ重大事態調査の要請

令和6年5月10日 学校から教育委員会に対し、いじめ重大事態発生の報告

令和6年7月12日 教育委員会が対策委員会に調査を要請

令和6年7月25日 文教委員会に、対策委員会に調査を要請したことを報告

令和7年6月25日 対策委員会が教育委員会へ調査報告書を提出

令和7年8月8日 教育委員会事務局が、対象児童保護者に対し、調査結果を報告

令和7年8月19日	教育委員会事務局が、対象児童保護者から調査報告書に付する所見書を受領
令和7年10月31日	対策委員会が調査報告書を一部修正し、教育委員会へ調査報告書を提出

4 調査結果の概要

(1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及び「いじめ」の該当性

対策委員会において、対象児童、対象児童保護者、児童らの担任教諭等関係者からの聞き取り調査及び小学校、教育委員会から収集した関係資料の分析により認定した次の事実関係について、法第2条第1項に規定する「いじめ」(※)に該当するとした。

※法第2条第1項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

ア 金銭を取った件

関係児童らが対象児童に対し金銭を要求し、その交付を受けた。

イ 悪口

関係児童らが対象児童に対して「乳首」、その他、「鼻毛」「鼻くそ」と言った。

ウ 暴力

児童Aが対象児童のランドセルをつかんで揺さぶった。

エ わいせつ行為

児童B及び児童Cが、対象児童にカンチョー行為をした。また関係児童らが、それぞれ、対象児童の身体を触った。

(2) 学校及び教育委員会の対応検証

ア 早期の事実調査等の速やかな対応

対象児童からいじめの訴えを受けた後、直ちに担任教諭が管理職を含む学校

の教職員とも情報を共有し、対象児童・関係児童らへの聞き取りを実施、いじめの訴えから約2週間後という比較的の早期に返金及び謝罪の場を設けて被害の回復を図った点で、本件小学校の対応は評価できる。

イ 対象児童に対する適切な支援

本件発覚以降、スクールカウンセラーと対象児童との面談が高い頻度で継続的に実施されており、本件小学校はスクールカウンセラーをうまく活用できていたと評価できる。

また、対象児童と関係児童らの接触が最低限となるよう委員会やクラブ等を分けるといった対応や、学校生活・学年行事における多くの教職員での見守り等を継続し、対象児童がいじめを訴えて以降、対象児童が不登校になることも、関係児童らとの間でトラブルが起こることもなく、本件小学校を卒業することができたことからすると、教職員による対象児童に対する支援は適切であったものと評価できる。

ウ わいせつ行為に関する調査が不十分であったこと

わいせつ行為に関する対象児童からの訴えについては、訴えを受けた同日、大まかな聞き取りはされたものの、詳細な事実調査が実施されたのは、本件発覚から2か月以上経過した後であったため、速やかな事実調査が実施されたとはいえない。その結果、関係児童らの記憶が曖昧となり、認定できるいじめの事実が限定的にとどまったことに加え、いじめ解消に向けた関係児童らへの指導も不十分となった可能性がある。

エ 対象児童からいじめの相談を受けるまでに時間を要したこと

本件では、令和5年11月頃から悪口等のいじめが発生し、対象児童は悩んでいたにもかかわらず、対象児童が担任教諭に相談したのは令和6年1月になってからであり、担任教諭やスクールカウンセラーに相談できない状況が続いていたことが認められる。教職員から児童に対し、嫌なことがあった場合に先生に相談することは悪いことではないと伝えることを含む、平時の人権教育やいじめ防止教育が十分とはいえないかった可能性がある。

オ 調査が専ら担任教諭に委ねられていた点

本件の発覚から5日後に臨時のいじめ対策委員会が開催されており、本件小

学校において組織的な対応がなされなかつたわけではないが、事実調査自体に管理職が関与した様子は特に窺われず、担任教諭個人の能力や意欲に依存していた面は否めず、事実調査に関して管理職がリーダーシップを発揮したとは言い難い。

カ いじめ対応に関する方針が必ずしも認識されていなかつた点

本件が発生した年度に限つても、いじめ対応に関する教職員・管理職への周知・研修の機会は本件小学校及び区教育委員会により相当程度設けられていたことが窺われるが、学校いじめ防止基本方針どおりの運用ができていたわけではなく、少なくとも本件の発生以前においては、教職員に対する研修が実際にそれほど重視されていなかつたと考えられる。

キ いじめ防止教育及び性教育等に工夫の余地がある可能性

いじめ防止教育について、本件の発生前から一定程度実施されており、毎年の道徳授業地区公開講座では外部講師を招くなど工夫もなされている。しかし、本件の態様の悪質さや対象児童が本件の相談を相当期間躊躇していた事実などを考慮した場合、これまで行われていたいじめ防止教育が十分であったのかは、なお検討を要するものと考えられる。また、児童に対するいじめ防止教育を浸透させるためには、保護者にも学校のいじめ防止基本方針等を共有するなど、保護者のいじめに対する意識を高めることも不可欠である。さらに、性教育についても主に保健の授業などを通じて一定程度実施されていると考えられるが、保健の授業における性教育は、身体の発育・発達について知識として理解することを目的としており、いじめ防止教育や人権教育としての性教育という観点から十分でなかつた可能性は否定できない。

ク いじめアンケートの利用の点

本件発生以前から、本件小学校ではアンケートに何も書いていない児童も含めて全員への声掛けを実施していた。アンケートの頻度は少ないとは言えず、また、声掛けの状況を踏まえても、アンケートの利用の仕方に大きな問題があつたとはいえない。

本件発生後、アンケートは小学6年生に対しては実質的に毎月実施することとなつた。また、アンケートの書式にも工夫がなされるようになった。

ケ 本件小学校から報告を受けた後、区教育委員会の対応に時間を要したこと

区教育委員会は、本件について対象児童が担任教諭に相談した令和6年1月18日の後、遅くとも同月23日までには学校から報告を受け、区教育委員会の指導主事が同月25日に開催された本件小学校の臨時いじめ対策委員会に出席し助言を行っており、報告を受けてからすぐに本件に介入し、助言を行った点は適切だったと思われる。

その後、対象児童代理人弁護士から重大事態としての認定と第三者委員会の設置を要望されたことにより、遅くとも令和6年3月25日の時点では本件は重大事態として認定される方向となった。しかし、本件小学校から区教育委員会宛てに「いじめによる重大事態発生の報告について」が提出されたのはその1か月以上後である。可能な限り早急に正式な報告を行う必要があった。

また、本件小学校から「いじめによる重大事態発生の報告について」が提出されてから、第三者委員会の第1回目の会議が開催されるまで5か月強を要している。直ちに妥当性を欠くと判断することは難しいが、区教育委員会としては、より早期の委員会設置に尽力すべきであった。

コ 重大事態に当たると判断した後の区教育委員会からの事前説明が不十分であったこと

対象児童代理人弁護士から重大事態としての認定と第三者委員会の設置を要望されてから、第三者委員会の第1回目の会議が開催されるまで約7か月を要しているが、その間、対象児童代理人弁護士に対して、設置までの見通しや準備の状況等について情報共有を行っていない。

いじめが起きた場合、学校は対象児童に「寄り添う支援」を行い、保護者と連携して継続的な支援を行うことが重要である。そのためには学校と対象児童及び保護者が信頼できる関係を維持することが求められており、区教育委員会はこの点にも配慮すべきであった。

(3) 再発防止に向けた対策委員会の提言

ア 事案を問わない早期の事実調査の必要性

事実調査は早期に実施することが極めて重要であるから、重大な事案であることが一見して明らかな事案であるかどうかにかかわらず、学校は、いじめを

発見し、またはいじめの報告を受けた段階で、速やかに事実調査を行うべきである。

イ 児童の状況や変化を把握する必要性

教職員やスクールカウンセラーが、児童と頻繁にコミュニケーションを取り、児童の状況や変化を可能な限り把握するよう努めるべきである。

ウ 学校全体として組織的対応を行うことの必要性（特に管理職のリーダーシップについて）

具体的な事実調査の方針の策定にも管理職がリーダーシップを発揮し、複数の目で調査過程を検討することが望ましい。

エ いじめ対応に関する教職員への周知・研修を充実させる必要性

ロールプレイなど教職員の積極的な発言や参加を必要とする形式の研修を実施するなど、教職員がいじめ対応を自分事として認識できるような研修の方法を工夫することが考えられる。

オ いじめ防止教育や性に関する教育等の重要性（特に、生徒指導を含む学校の教育活動全体を通して取り組むいじめ防止教育について）

外部講師による授業などの「イベント」的ないじめ防止教育も重要ではあるが、それに留まらず、普段から児童に接する教職員による日常的な個別指導を含めた、「平時」のいじめ防止教育の重要性も改めて評価される必要があるものと考えられる。

カ 区教育委員会への提言

（ア）重大事態認定と調査委員会設置を迅速に行うこと

特別な事情がない限り、迅速な調査を実施するためには重大事態として認定されてから遅くとも3か月以内程度で委員会を発足させることが望ましい。第三者委員会を短期間で発足できる手順を日頃から確認しておくべきである。

（イ）調査委員会設置等に関する情報提供を対象児童及びその保護者に適切に行うこと

様々な要因から調査委員会設置まで時間を要するケースもあるとは思うが、そのような場合であっても、区教育委員会は設置までの見通しなどを学校に伝え、学校から対象児童側に状況を説明できるように配慮すべきである。

(ウ) 教職員らに対して実効性のある研修等を実施すること

いじめ未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する適切な措置や具体的な対応等の研修機会を設けて、教職員の知識をアップデートしていくことが望まれる。

(エ) 管理職に対する研修・指導をさらに充実させること

いじめが起こった際には管理職が前面に立ち、教職員に適切な指示を与えるながら、解決に当たれるよう、改めて管理職に対する研修・指導を徹底する必要がある。

(オ) 各学校がスクールカウンセラー等の専門職を有意義に活用できるよう後押しすること

どの学校においても、専門的な知識を有した人材がいじめ対策委員会に出席できるような体制を整えるなどして、必要に応じてこれらの者から助言を得ることができるようにするとともに、個別の案件にも積極的に関わってもらい、複数の目で事案を分析しながら継続的に見守ることができるよう、区教育委員会からも各学校に働きかけるべきである。

(カ) 学校の教職員らが改訂ガイドラインの内容を把握できるよう、その周知を徹底すること

令和6年8月に改訂版が公表された文部科学省作成の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を区教育委員会が十分理解し、学校関係者、特に管理職等にもその内容が理解されるよう、周知を図る必要があると考える。また、各学校が同ガイドラインに応じた対応ができるよう、適切な支援を実施することが望まれる。

5 今後について

(1) 本件小学校のいじめ防止対策の取組

本件小学校では、いじめの早期発見・早期対応を心掛けるため、学校いじめ対策委員会を定例の月1回と限らず、臨時的にも開くことを全教職員で共通理解している。また、週に一度、生活指導夕会を設け、スクールカウンセラー参加の下、児童の気になる点について全学年、専科教諭からの報告会を行い、児童を見ていくよう

にしている。

いじめに関する聞き取りは、担任教諭のみに任せることではなく、管理職や当該児童が信頼している教職員、養護教諭等を含めできる限り複数で対応する。また、結果の報告に関しては、聞き取り実施後速やかに行うとともに、早期の解決を目指し尽力する。わいせつ行為等の対応に関しては、スクールカウンセラーや養護教諭を交え、本人のみならず保護者へ聞き取り等の意向を確認しながら、児童に寄り添った調査を行うようにする。さらに、人権教育や道徳教育、性教育について、授業や指導の質を重視しながら、効果的なものになるように工夫を行っていく。

(2) 教育委員会のいじめ防止対策の取組

ア 管理職への研修の充実

管理職が法に基づく学校の義務や責務を正しく理解し、適切なマネジメントを行うことが必要となる。管理職が平時からリーダーシップを発揮し、組織的な対応を実践するために、弁護士等を講師として具体的な事例を用いた研修を行い、指導していく。

イ スクールカウンセラーの積極的な活用

スクールカウンセラーが、面談による相談対応だけではなく、校内をまわり、児童の様子を見るなど、いじめ問題に積極的に関わるよう、スクールカウンセラー連絡協議会の場において周知する。また、教職員といじめで悩んでいる児童に関する情報を共有し、これまで以上に児童や保護者を心理的な側面からサポートする取組を推進する。

ウ ガイドラインの改訂への対応

学校担当指導主事が各学校を訪問し、ガイドラインチェックリストをもとに、平時からの備えについて指導・助言を行っている。引き続き、学校がガイドラインに沿った対応についての理解を深め、組織的な取組を行うことができるよう指導・助言を行っていく。

エ いじめ重大事態調査の早期開始

いじめ重大事態発生の疑いの時点で、早期に方針決定を行い、学校と共有しながら調査を進める。ガイドラインに沿い、学校や関係者等へ適時・適切に情報を共有する。

いじめによる重大事態の調査結果について（その2）

教育指導課

区立小学校においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生したため、同項に基づき、学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）が実施した調査結果の概要を報告するもの

1 対象児童（重大事態発生報告時点）

第3学年 男子

2 いじめを行った児童（重大事態発生報告時点）

児童A 第3学年 男子

児童B 第3学年 女子

児童C 第3学年 男子

児童D 第3学年 男子

児童E 第3学年 女子

児童F 第3学年 女子

3 経過

令和5年6月～11月 4（1）に記載のいじめが発生

令和6年2月15日 学校から教育委員会に対し、いじめ重大事態発生の報告

令和6年3月29日 教育委員会が当該校において調査を行うことを決定

令和6年4月12日 文教委員会に、重大事態が発生し、当該校において調査を行うことを報告

令和6年7月18日 対策委員会が調査を開始

令和7年10月1日 対策委員会における調査が終了

令和7年10月8日 対策委員会が、対象児童保護者に対し、調査結果を報告

令和7年11月8日 対策委員会が、対象児童保護者から調査報告書に付する所

見書を受領

4 調査結果の概要

(1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及びいじめの該当性

対策委員会において、対象児童保護者、いじめを行った児童、児童らの担任教諭等関係者からの聞き取り調査及び関係資料の分析を行った。

対策委員会は本調査により認定した次の事実関係について、法第2条第1項に規定する「いじめ」（※）に該当するとした。

※法第2条第1項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

- ア 令和5年6月中旬の授業中、当時、対象児童の隣の席だった児童Aは、対象児童に借りた消しゴムをちぎって投げた。
- イ 令和5年6月下旬のお楽しみ会の後、児童Bは対象児童のタブレット端末を、別の児童のロッカーに隠した。また、児童Bは、対象児童に対し、多数回、「死ね。」と言った。
- ウ 令和5年9月から10月頃、掃除の時間中、対象児童がちりとりを持って「ごみ。」と言いながら児童Cの方に近づいたところ、児童Cは、対象児童に対して「君がごみってこと？」と言った。
- エ 令和5年10月下旬の授業中、給食当番についての話合いの場があり、同じクラスに在籍する他の児童が泣いて主張しているのを見て児童Dが笑っていた。対象児童は、なぜ笑うのか児童Dに聞いたが、児童Dは、何も答えず、そのまま笑っていた。
- オ 令和5年10月頃、児童Dは、自分が同じクラスに在籍する他の児童にからかわれたため、席が近かった対象児童の鉛筆を取って、からかった児童に対して投げた。対象児童が「なんでそんなことするの。」と言った後、どの児童に向けられた発言であったかは不明だが、児童Dが「つまんねえの。」と言った。

カ 令和5年11月下旬の昼休み、児童Eは対象児童の両袖口をつかみ、「袖から手を出すのは禁止。」と言って、対象児童が手を出せないようにした。対象児童は、児童Eに対し、「やめてよ。」と言ったが、児童Eはやめようとせず、対象児童に向かって、「名前を呼んだ人は死んでください。1番対象児童、2番対象児童、3番対象児童…」と言い始めた。対象児童は「もうやめて。」と何度も伝えたが、児童Eは面白がっていた。これらの行為を嫌がって対象児童が逃げたが、児童Eは追いかけ対象児童を捕まえた。また、それを見ていた児童Fは、面白がって対象児童の尻を平手で叩いた。

(2) 本調査で明らかになった課題

ア 学校としての本事案の発生の認知が遅れたこと

学校が、本事案をいじめとして認知した日は、令和5年12月上旬及び令和6年2月上旬であった。担任教諭と管理職との間の情報共有は、基本的には週に1回は実施される生活指導夕会において行われているが、実際には十分に機能していなかった。

イ 本事案は1号重大事態（心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態）に該当するものであったにもかかわらず、その認識が十分でなかったこと

対象児童は、学校への登校ができなくなった直後である令和5年12月上旬から、希死念慮を訴え、その後、自傷行為にも及んでいるが、学校が本事案を重大事態として認定したのは、対象児童の欠席日数が30日に達した令和6年1月下旬であり、それまでは、本事案をいじめと認定していたものの、重大事態として認定はしていなかった。

ウ 本事案の事態の重大性を学校全体として十分に認識・共有できていなかったこと

事実関係の調査は迅速に行われたが、学校側の確認不足による連絡ミスや、対象児童がいじめを行った児童と同じクラブに所属することになる事態等も起き、学校と対象児童及び対象児童保護者との間で信頼関係が十分に構築できていなかった。その原因は、本事案の事態の重大性を学校全体として十分に認識・共有できていなかったことにあると考えられる。

エ 都度の対応の記録化が十分でなく、学校として行うべきことを主体的に考え

実践するという点が不十分であったこと

記録化が不十分であったために、要望等への対応が十分に行われなかつたケースが認められた。また、クラブ所属の問題やいじめを行つた児童に対する指導の伝達内容、謝罪の会の設定の調整の局面等において、一部、対象児童の心情を十分に慮ることのできていない不適切なコミュニケーションが発生し、保護者への情報共有を含め対応が後手に回つた。

(3) 当該校における再発防止に向けた取組及び今後の対応

ア 全校朝会

全校朝会における校長講話で、いじめ防止やいじめにあったときの対応について繰り返し取り上げ、児童らへの啓発を行つてゐる。1か月に1回以上の頻度で継続して実施し、特に、ふれあい月間は、長い時間をかけて実施している。

イ いじめに関する授業の実施

令和5年度は3学期中に1回、令和6年4月には、全クラスで、本事案も含めたいじめの具体例を挙げて、いじめ防止の指導を行つた。令和6年度は6月、11月、令和7年2月にも、全クラスでいじめに関する授業を実施し、教材の一部を学校ホームページにも掲載することで、保護者も確認できるようにしてゐる。今後も実施した内容について、適宜保護者に連絡し、学校と家庭とで連携して、いじめ防止に取り組めるようにしていく。

ウ いじめ防止の環境づくり

令和6年度は人権標語をもとに、ポスターになる標語を各クラスで2つずつ選出し、校内に掲示して、児童らのいじめに対する認識を高め、いじめの未然防止の意識向上を図つた。令和7年度はいじめに関する授業の後、自分のいじめ防止宣言とともに、全クラスでクラスのいじめ防止宣言を話し合つて決め、全てのクラスの教室及び校内各所に掲示した。

エ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーだよりを保護者宛てにメールで配信し、活用を促進しているほか、第5学年の児童に対しては1学期のうちに全員面接を実施している。今後は児童に対しても、ふれあい月間にスクールカウンセラーに関する案内を実施するなど、スクールカウンセラーの周知を実施する。

オ 学校いじめ防止基本方針の周知等

学校いじめ防止基本方針を遵守し、新年度の最初に実施される保護者会において説明するとともに、学校のホームページにも掲載することで、保護者への周知を行っている。

カ 教職員間・学校としての意識共有

毎週開催される生活指導夕会（定例会）で、いじめや性被害の防止について、校長又は副校長が、教職員に対し、継続して指導を実施しているほか、教職員に対するいじめ防止の研修を、毎学期末に実施している。

キ 学校内の見回り等

大人の目を増やすため、教職員が校内の見回りを実施しており、教室のドアは開けておくことを原則としている。また、保護者から参観の希望があれば、基本的に受け入れる方針をとっている。

ク いじめに関するアンケートの実施

いじめについてのアンケートは毎学期実施し、気になる回答をした児童に対しては、更に細かい聞き取りを行っている。今後は、教職員が集計・分析したアンケート結果を、いじめ対策の成果として保護者にメールで配信する等、できる限り情報公開を進める。

ケ その他

クラスの荒れがいじめにつながり得ると考えており、学年協力担任制を強化し、学年の教職員全員で見守るようにしている。また、一部教科担任制は、様々な教職員がクラスに指導に入ることにより、クラスの荒れを防ぐ効果が期待でき、今後も継続する。

5 教育委員会のいじめ防止対策の主な取組

（1）「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の徹底

本区では「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を令和3年4月に策定した。その後も本事案を含む重大事態が複数件発生したことを受け、令和7年4月に同スタンダードを改訂し、年度当初に全教職員へ周知し、研修等で活用している。今後も周知を継続し、教職員のいじめに関する理解促進及び意識向

上を図る。

(2) 職層に応じた研修の実施

これまでも、校長、副校長、主幹教諭などの職層に応じて、教職員のいじめの対応力向上を目的とした研修を実施してきた。今後も、児童・生徒がいじめを受けていると思われる時は速やかに事実を確認するとともに、対策委員会を通じて迅速に全教職員で情報共有し、解決に向けて組織的に対応するよう、改めて周知する。

(3) 学校への適切な支援

学校に指導助言する立場として、これまでと同様に今後も、法やガイドライン等への理解を深め、学校にのみいじめの対応を任せるのでなく、学校との十分な情報共有や連携を図り、学校に対し、適切な支援をする。

(4) 授業を通したいじめ防止の取組

令和7年度から、区立学校の全児童・生徒にいじめ防止に向けたリーフレットを配布し、各学校において実施するいじめに関する授業を通して、子どもたち自ら、どのような行為がいじめに該当するのか考え、いじめ防止への意識を高められるような取組を行っている。

いじめによる重大事態の発生について

教育指導課

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生し、第三者の調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、同項に基づき葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）へ調査を要請したもの

1 対象となる事件及び経緯の概要

令和6年8月頃～同年9月頃、対象生徒は同じ学年の生徒から、複数回、ペットボトルに入れた尿を自宅前に撒かれた。学校は同年9月30日にいじめとして認知し、当該生徒が校内で接触しないように教職員を配置する等の対応を行った。

対象生徒は適応障害の診断を受けており、令和7年11月25日に対象生徒保護者が学校へいじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てた。同年12月8日、学校は葛飾区教育委員会にいじめ重大事態発生の報告書を提出した。

2 対象生徒

区立中学校 第2学年 女子（いじめ認知時点）

3 いじめを行った生徒

同区立中学校 第2学年 男子（いじめ認知時点）

4 該当する重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号該当）

5 重大事態の調査について

令和8年1月13日の教育委員会において、第三者の調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、法第28条第1項に基づく調査を対策委

員会に要請することを決定し、同日、要請を行った。

6 対策委員会の構成

委員長 弁護士 1名

副委員長 学識経験者 1名

委員 学識経験者 1名、医師 1名、公認心理師 1名

損害賠償請求事件の判決について

教育指導課

次のとおり、損害賠償請求事件の判決があつたため、報告するもの

1 原告の主張

原告は、葛飾区立 [REDACTED] 小学校（以下「本件小学校」という。）の5年生当時、同じクラスの児童（以下「加害児童」という。）より暴力行為を受け、顔面打撲、P T S D、全身の痛み、左目の視野の一部が見えない（心因性視力障害）等の症状を発症し、身体的及び精神的苦痛を被ったことから、同暴力行為について、本件小学校の教員らが適切な措置を講じることを怠ったことを理由に、本件小学校の設置者である被告葛飾区に対しては国家賠償法第1条第1項に基づき、監督義務者である加害児童の両親に対しては民法第714条第1項に基づき損害賠償を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 損害賠償請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告
[REDACTED]
[REDACTED]

法定代理人親権者 [REDACTED]

(4) 被告

ア 葛飾区

イ [REDACTED]
[REDACTED]

ウ [REDACTED]

(5) 請求の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、連帯して949万9,263円及びこれに対する令和2年9月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及びアにつき仮執行宣言を求める。

(6) 判決の趣旨（葛飾区に関連する部分に限る。）

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 判決の理由（葛飾区に関連する部分に限る。）

学校の教職員は、学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負うが、本件小学校の教職員にそのような義務違反があったということはできず、原告の請求は理由がない。

3 事件の経過

- (1) 令和6年4月24日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月14日）
- (2) 令和6年8月2日 第1回弁論準備手続期日
- (3) 令和6年9月13日 第2回弁論準備手続期日
- (4) 令和6年11月12日 第3回弁論準備手続期日
- (5) 令和7年1月10日 第4回弁論準備手続期日
- (6) 令和7年3月4日 第5回弁論準備手続期日
- (7) 令和7年5月9日 第6回弁論準備手続期日
- (8) 令和7年5月21日 第7回弁論準備手続期日
- (9) 令和7年8月19日 口頭弁論期日
- (10) 令和7年9月12日 第1回和解期日
- (11) 令和7年10月3日 第2回和解期日
- (12) 令和7年12月22日 判決言渡期日

文化・芸術に関する業務の移管について

生涯学習課

1 趣旨

文化・芸術に関する区の窓口を集約し、一元的に文化振興に取り組んでいくため、生涯学習課で所掌する文化・芸術に関する業務を文化国際課へ移管するもの

2 移管予定の主な業務

- (1) 区民文化祭の開催
- (2) 区民総合芸術祭典の開催
- (3) 合唱祭の開催
- (4) 葛飾区文化協会への助成

3 移管予定日

令和8年4月1日

4 その他

教育委員会から区長へ移管を行うに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、条例を制定する。

(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画 (案) について

生涯スポーツ課

1 趣旨

(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画 (素案) については、令和7年12月10日より、整備計画地の周辺住民や水元公園内の環境保全活動に取り組む団体への説明を順次行い、ご意見・ご要望を伺ってきたところである。

その結果を踏まえ、この度、整備における基本的な方針等を示した基本計画 (案)を取りまとめたため、報告するもの

2 (仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画 (素案) からの変更点

別紙のとおり

3 (仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画 (案)

別添のとおり

4 今後のスケジュール (予定)

令和8年2月 教育委員会 基本計画の策定

令和8年4月～令和9年6月 基本設計・実施設計

令和9年10月～令和11年1月 整備工事

令和10年4月～令和11年3月 開設準備 (完了後、速やかに供用を開始する)

※基本設計・実施設計における検討の結果、工事期間が変更となる場合がある。

(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画（素案）からの主な変更点

別紙

項目	該当箇所	変更内容
1	<p>【本編】 10ページ</p> <p>3章 整備計画地の整理 2 法的条件等 (4) 留意事項 (4点目)</p>	<p>整備計画地の北側には、不動池や樹林地があり、水元公園マネジメントプラン（東京都建設局 令和4年9月）において、現況自然環境の維持・保全を図っていく方針が位置付けられている。</p> <p>また、水元公園内の環境保全活動に取り組む団体からは、不動池とその周辺エリアがカワセミ等の野鳥が見られる場所となっていることから、現況自然環境に対する配慮について、ご意見・ご要望が挙げられた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本計画においても、自然環境に対する影響に配慮した設計とすることを追記した。</p> <p>【追記内容】 <u>公園内の自然環境</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 整備計画地の北側には、カワセミ等の野鳥が見られる不動池と樹林地が広がっており、現況自然環境の維持・保全を図っていく方針が水元公園マネジメントプラン（東京都建設局 令和4年9月）において定められている。 本計画においても、公園管理者や関係団体と協議を行なながら、施工時や開設後の自然環境に対する影響に配慮した設計を検討する。
2	<p>【本編】 33ページ</p> <p>5章 整備に向けた基本的な考え方 1 基本的な考え方 対象競技 (1点目)</p>	<p>区民より、インラインスケートやBMXだけでなく、他のローラースポーツでの利用に関するご要望が挙げられている。これを踏まえ、より幅広い需要に対応していくため、以下のとおり変更した。</p> <p>【変更前】 ○スケートボードを中心に、インラインスケートやBMXでの利用も可能とし、幅広い需要に対応できる施設とします。</p> <p>【変更後】 ○スケートボードを中心に、<u>インラインスケートやBMX等、様々な競技種目での利用も可能</u>とし、幅広い需要に対応できる施設とします。</p>
3	<p>【本編】 33ページ</p> <p>5章 整備に向けた基本的な考え方 1 基本的な考え方 施設の特徴 (4点目)</p>	<p>スケートボードの滑走音や音楽（BGM）、夜間照明による、周辺住民や公園内の自然環境に対する影響を軽減し、可能な限り既存の公園環境の維持を図っていくことを目的に、以下のとおり追記した。</p> <p>【追記内容】 ○<u>滑走音や照明等が、周辺住民や公園の自然環境に与える影響を可能な限り低減させるための方策を、設計で検討します。</u></p>
4	<p>【本編】 40ページ</p> <p>6章 整備計画 1 主な整備機能 (1) ゾーニング ア 全体 (2点目)</p> <p>※ゾーニング図内の説明の変更を含む</p>	<p>屋外施設であることを踏まえ、夏季の熱中症対策に関する記載を追記するため、以下のとおり変更した。</p> <p>1 本文中の変更内容</p> <p>【変更前】 ・植栽を用いた木陰スペースやベンチ等の滞留空間を配置し、利用者の休憩やスケートボードの観覧が可能な設計とします。</p> <p>【変更後】 ・<u>植栽やシェードを用いた日よけスペースにベンチ等が設置された滞留空間を配置し、利用者の休憩やスケートボードの観覧が可能な設計とします。また、これらの空間を効果的に利用し、夏季の熱中症対策を講じます。</u></p> <p>2 ゾーニング図内の説明の変更内容</p> <p>【変更前】 全体 ・植栽を用いた木陰スペースやベンチ等、滞留空間の配置</p> <p>【変更後】 ・<u>植栽やシェードを用いた日よけスペースにベンチ等が設置された滞留空間を配置</u></p>

5	<p>【本編】42ページ</p> <p>6章 整備計画 2 想定スケジュール (基本設計・実施設計)</p>	<p>関係者との協議を進める中で、滑走コース・セクションの配置検討や、関連法に基づく許可申請等手続きに向けた準備に十分な期間が必要であることを確認したため、基本設計・実施設計の着手時期を令和8年6月から同年4月に変更した。</p> <p>また、表中の「基本・実施設計」を「基本設計・実施設計」に修正し、本文と表記を統一した。</p> <p>【変更前】</p> <table border="1" data-bbox="683 316 1456 512"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="12">令和8年度</th> <th colspan="12">令和9年度</th> <th colspan="12">令和10年度</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本・実施設計</td><td colspan="12"></td><td colspan="12">■</td><td colspan="12"></td></tr> <tr> <td>関連法に基づく許可申請等手続き</td><td colspan="12"></td><td colspan="12">■</td><td colspan="12"></td></tr> <tr> <td>施工(破線部は入れ等の準備期間)</td><td colspan="12"></td><td colspan="12">- - -</td><td colspan="12">■</td></tr> <tr> <td>開設準備*</td><td colspan="12"></td><td colspan="12"></td><td colspan="12">■</td></tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1" data-bbox="683 586 1456 788"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="12">令和8年度</th> <th colspan="12">令和9年度</th> <th colspan="12">令和10年度</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計・実施設計</td><td colspan="12">■</td><td colspan="12"></td><td colspan="12"></td></tr> <tr> <td>関連法に基づく許可申請等手続き</td><td colspan="12"></td><td colspan="12">■</td><td colspan="12"></td></tr> <tr> <td>施工(破線部は入れ等の準備期間)</td><td colspan="12"></td><td colspan="12">- - -</td><td colspan="12">■</td></tr> <tr> <td>開設準備*</td><td colspan="12"></td><td colspan="12"></td><td colspan="12">■</td></tr> </tbody> </table>		令和8年度												令和9年度												令和10年度												4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	基本・実施設計													■																								関連法に基づく許可申請等手続き													■																								施工(破線部は入れ等の準備期間)													- - -												■												開設準備*																									■													令和8年度												令和9年度												令和10年度												4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	基本設計・実施設計	■																																				関連法に基づく許可申請等手続き													■																								施工(破線部は入れ等の準備期間)													- - -												■												開設準備*																									■											
	令和8年度												令和9年度												令和10年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
基本・実施設計													■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
関連法に基づく許可申請等手続き													■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施工(破線部は入れ等の準備期間)													- - -												■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
開設準備*																									■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	令和8年度												令和9年度												令和10年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
基本設計・実施設計	■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
関連法に基づく許可申請等手続き													■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施工(破線部は入れ等の準備期間)													- - -												■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
開設準備*																									■																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6	<p>【概要版】2ページ</p> <p>■ 基本的な考え方 ①年齢や経験等を問わず幅広い利用者層に対応した施設 (3点目)</p>	<p>項目2と同様に変更した。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> スケートボードを中心に、インライнстレートやBMXでの利用も可能とし、幅広い需要に対応できる施設とします。 <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> スケートボードを中心に、<u>インライнстレートやBMX等、様々な競技種目での利用も可能</u>とし、幅広い需要に対応できる施設とします。 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7	<p>【概要版】2ページ</p> <p>■ 基本的な考え方 ③安全・安心な環境の構築 (4点目)</p>	<p>項目3と同様に追記した。</p> <p>【追記内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滑走音や照明等が、周辺住民や公園の自然環境に与える影響を可能な限り低減させるための方策を、設計で検討します。 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8	<p>【概要版】3ページ</p> <p>■ 整備計画 ゾーニング図</p>	<p>項目4と同様にゾーニング図内の説明文を変更した。</p> <p>【変更前】 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽を用いた木陰スペースやベンチ等、滞留空間の配置 <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>植栽やシェードを用いた日よけスペースにベンチ等が設置された滞留空間を配置</u> 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9	<p>【概要版】3ページ</p> <p>■ 想定スケジュール</p>	<p>項目5と同様に、表中の基本設計・実施設計の着手時期の変更等を行った。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

(仮称) 水元公園
スケートボード広場整備 基本計画

(案)

葛飾区教育委員会

令和8年 月

目 次

1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
2章	主な関連計画	2
1	本区の関連計画等	2
2	東京都の関連計画等	5
3章	整備計画地の整理	7
1	整備計画地の概況	7
2	法的条件等	8
3	都内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設等の整備状況	11
4章	各種調査結果	16
1	アンケート調査	16
2	現況調査	29
5章	整備に向けた基本的な考え方	33
1	基本的な考え方	33
2	スケートボード広場への想定需要	34
3	整備方針	39
6章	整備計画	40
1	主な整備機能	40
2	想定スケジュール	42

1章 はじめに

1 計画策定の背景

葛飾区では、令和5年3月に葛飾区スポーツ推進計画を策定し、区民の誰もが、身近な場所で、それぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的等、自分のスタイルにあった形でスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを進めています。

とりわけ、スケートボードは、東京2020オリンピック競技大会に続き、パリ2024オリンピック競技大会においても、日本人選手が大きく活躍したこと、競技として注目を集めています。また、2028年に開催予定のロサンゼルスオリンピックの実施競技にも決定されています。

本区においても、令和6年度に実施した第5回葛飾区区民モニターアンケート調査の、区内にアーバンスポーツ施設は必要かという質問に、「必要」及び「どちらかといえば必要」と回答した区民は69.0%であり、そのうち、必要と思う種目において「スケートボード」と回答した区民は、65.6%と最も高い割合になっていることから、機運の高まりとともに、需要が増加傾向にあることがうかがえます。

一方で、スケートボードは、公式な練習場所が少ないとから、公共の道路や歩道、公園等の非公式な場所での滑走により、騒音問題や設備の破損等、トラブルにつながることが懸念されます。

こうした中、区内では、現状「上千葉砂原公園」の一部を夕方の時間帯に練習場所としていますが、スケートボード専用の施設ではないことから、愛好者・競技者の需要を満たしているとは言えません。

こうした状況を踏まえ、区民の需要の増加に応えるとともに、愛好者・競技者が安全かつ安心してスケートボードに取り組める専用施設の整備を進める必要があります。

2 計画策定の目的

(仮称)水元公園スケートボード広場(以下「水元公園スケートボード広場」という。)の整備に当たっては、計画地の広さを活かして、初級から上級の幅広いレベルに対応した滑走エリアを設けるとともに、体験会やマナーアップ活動の実施、レンタル道具の配備等、既にスケートボードに取り組んでいる愛好者・競技者だけでなく、初心者や家族連れなど、年齢や経験を問わず多くの方が「体験してみたい」、「利用してみたい」と思える、魅力あるスケートボード広場となることを目指します。また、大会やイベントが開催可能な設計とし、スケートボードの楽しさややりがいを発信していく、幅広い世代の関心が高められる施設を目指して、本計画を策定します。

なお、本区では、先行して小菅西公園スケートボード場の整備を進めていますが、水元公園スケートボード施設の整備を計画することで、更なるスケートボード環境の充実を図っていきます。

2章 主な関連計画

1 本区の関連計画等

葛飾区基本構想で示された理念や長期にわたり区が目指す将来像等を実現するための計画である葛飾区基本計画のほか、関連する計画として葛飾区スポーツ推進計画が挙げられます。

また、スポーツ庁では、アーバンスポーツの特徴として、「音楽やファッショング、アートなど若者文化が融合したものとして、従来のスポーツの枠を超えた領域に展開するものであり、スポーツという側面に拘らず、遊び、カルチャーの延長線上に捉えているという側面がある」との見解を示しています。この特徴を捉え、本計画においても、文化・芸術に関する取組との融合を図っていくため、かつしかアート・カルチャー基本方針との関連を整理します。

（1）葛飾区基本計画

政策として掲げる「生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします」を実現するための施策の一つとして「区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します」が示されており、その方向性には、適切な施設整備を推進することが明記されています。



The screenshot shows the Chiba City Basic Plan (Policy 12: Sports) with the following text:

政策 12 スポーツ
生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします

1 政策目的
いつでも、どこでも、たれでも、いじれでも、地域の人々の力や声、技術、資源、自由に駆けて、安全・安心にスポーツ・レクリエーションが実現し、スポーツ文化に交流を深めつつ、いきいきと暮らせるようにします。

2 政策の方向性
・ 老若男女がスポーツに地域内・地域的に親しみ、だからに暮らせるよう、日々の地域社会にスポーツが生きる喜びを伝えるとともに、障害者スポーツの台頭にむけた支援をはじめ、誰もがスポーツに参加できるよう取り組みます。
・ 区民みんなが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備するため、既存施設の整備的メンテナンス、新設整備、持高者スポーツに特化したパリアフレームなどを進める。

At the bottom, there are two small images of people running in a race, with the caption "かつしからはいRUNフェスタ".

【出典：葛飾区基本計画（令和3年8月）】

【出典：葛飾区基本計画（令和3年8月）】

（2）葛飾区スポーツ推進計画

葛飾区スポーツ推進計画における目標のひとつである「スポーツが『できる』環境の整備」を達成するための施策として「スポーツ施設の環境整備」を掲げていることに基づき、本施設の整備を進めます。

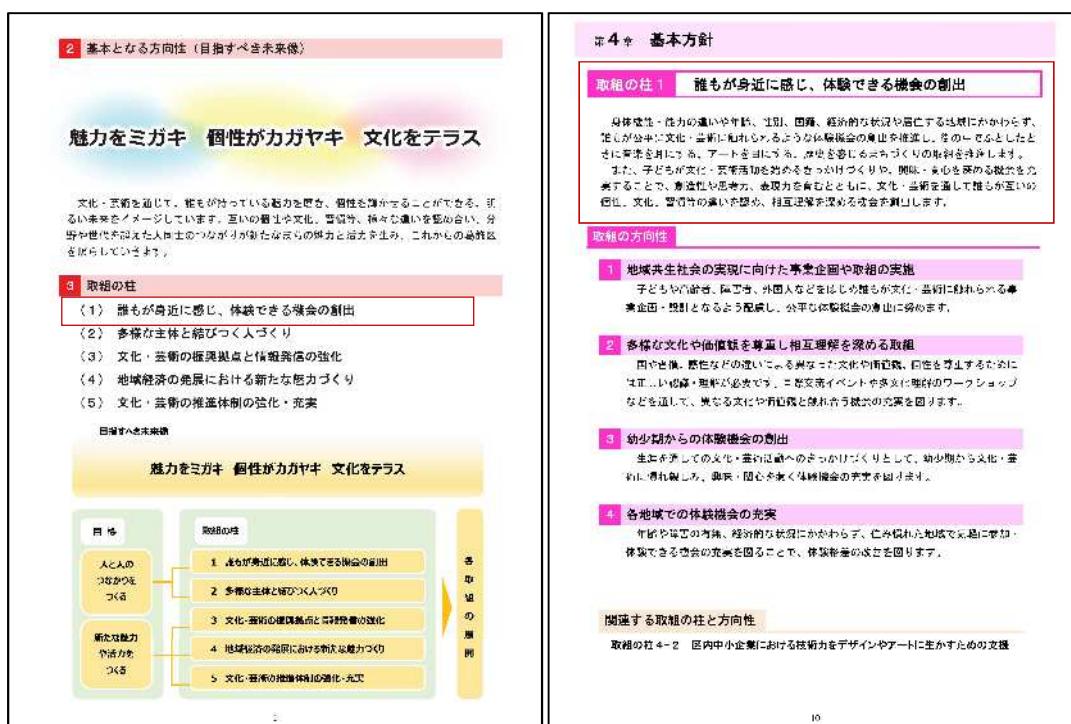
また、開設に向けては、「スポーツを『する』人の拡大」、「スポーツを『ささえる』活動の基盤強化」、「スポーツを『みせる』環境の整備」の3つの目標に基づき、管理・運営等に関する検討を進めます。

【出典：葛飾区スポーツ推進計画（令和5年3月）】

(3) かつしかアート・カルチャー基本方針

葛飾区では、かつしかアート・カルチャー基本方針を令和7年3月に策定し、文化・芸術を生かした賑わいのある街づくりを進めています。本基本方針では、「取組の柱1 誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出」が掲げられており、誰もが公平に文化・芸術に触れられるような体験機会の創出を推進することが示されています。

スケートボードは、ストリートカルチャーから育まれたスポーツであり、現在でもスポーツ競技としてだけでなく、アートや音楽、ファッションなどを融合させた、若者文化として注目を集めています。こうしたスケートボードの特色を活かし、本区の文化・芸術に関する取組との融合を図ることで、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通して、子ども・若者の健やかな成長につなげるとともに、その魅力を発信し、幅広い世代の関心と理解を深めていきます。



【出典：かつしかアート・カルチャー基本方針（令和7年3月）】

2 東京都の関連計画等

整備計画地が都立水元公園内であることから、東京都建設局がとりまとめた「都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方」との整合性を図りながら本計画に取り組みます。

(1) 都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方

(東京都建設局 令和5年11月)

都立公園内に整備するスケートボード広場の条件等が提示されています。

本計画においては、これらの条件を満たした整備計画にするとともに、本区の目指すスケートボード広場の考え方（初心者や家族連れなど、年齢や経験を問わず、幅広い利用者の利用が可能な広場、大会やイベントが実施可能な広場等）を取り入れた施設を目指し、スピード感を持って、東京都との協議・検討を進めています。

■ 今后の都立公園におけるスケートボード広場の整備

- ・都立公園では、散策や運動、レクリエーションの場など様々な利用がある中、特定用途の専用施設の整備については、慎重に検討する必要がある
- ・スケートボード人気が高まっているものの、スケートボード等を行なう人の数は他のスポーツに比べ、まだ相対的に少ない
- ・現在都立公園では、一定のルールのもとでスケートボード等の利用可能な場所が複数あり、箇所数は他のスポーツと比較して遜色ない水準である
- ・一方、初心者でも安心して利用できる専用の広場は、駒沢オリンピック公園の1箇所である

都立公園の広域的利用も考慮し、都としては、駒沢オリンピック公園に加え、多摩地域に1箇所専用のスケートボード広場を整備する

■ 整備するスケートボード広場の条件等

- ・スケートボード利用に関する課題を考慮し、下記の通り条件等を設定する
- 【広さ・位置等】 広さ500m²以上、騒音への配慮（住宅地からの距離）、他の公園利用や自然環境等への配慮
- 【施設内容】 初心者向け施設（フラットエリア・置き型セクションが主体）、騒音低減に配慮した舗装、広場を囲う安全柵の設置
- 【管理方法】 マナーアップ・ルール定着に資する取組を定期的に実施、巡回・指導、混雑時の人数調整

■ スケートボード広場を整備する場所

- ・スケートボード等の専用広場の整備は、他の公園利用に支障が無いよう十分な調整が必要であるため、広さ・位置等の条件を満たす場所のうち、現在スケートボード利用を認めている場所から選定する

武蔵野公園（管理所前広場）において整備する
(安全な利用環境を創出)

【出典：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方（東京都建設局 令和5年11月）】

整備するスケートボード広場の条件等

【広さ・位置等】

- 広さ 500 m²以上
- 騒音への配慮（住宅地からの距離）
- 他の公園利用や自然環境等への配慮

【施設内容】

- 初心者向け施設（フラットエリア・置き型セクション主体）
- 騒音低減に配慮した舗装
- 広場を囲う安全柵の設置

【管理方法】

- マナーアップ・ルール定着に資する取組を定期的に実施
- 巡回・指導、混雑時の人数調整

【引用：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方

(東京都建設局 令和5年11月)】

同資料内「(別紙) 参考資料：整備条件等検討調査概要)」においては、前述の【広さ・位置等】の条件に関する詳細が以下のとおり取りまとめられています。

広さ・位置等の条件

○住宅から 150m以上離れていること（騒音への影響）※

○整備候補地は 500 m²以上の平坦な広場を確保できること

○他の公園利用や自然環境等への配慮

※現地調査結果より、騒音レベルが「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」である 55dB 以下（第 1・2 種低層住居専用地域における一般の地域を想定）となるには、スケートボード広場から概ね 150m以上の離隔を確保する。ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間における基準は 70dB 以下（昼間の場合）のため、概ね 35m以上の離隔を確保する。

【引用：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方

(東京都建設局 令和 5 年 11 月)

(別紙) 参考資料：整備条件等検討調査概要】

本条件を満たす場所の 1 つとして、「水元公園 多目的広場東側草地広場」が選定されています。

参考表：広さ・位置等の条件を満たす場所（令和5年11月現在）

公園名	箇所名
1 龜戸中央公園	時計塔中央広場
2 中川公園	A地区自由広場
3 大島小松川公園	風の広場
4 舎人公園	A地区 ドッグラン南側草地広場
5 水元公園	多目的広場東側草地広場
6 武蔵野の森公園	西町サッカー場西側
7 小金井公園	槐の木広場、テニスコート西側草地広場
8 武蔵野公園	管理所前広場周辺
9 狹山公園	風の広場（多摩湖堤防下）

【引用：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方

(東京都建設局 令和 5 年 11 月)】

3章 整備計画地の整理

1 整備計画地の概況

(1) 整備計画地の選定理由

先述の都立公園におけるスケートボード広場の考え方（東京都建設局 令和5年11月）を踏まえ、以下のとおり当該広場を整備計画地に選定しました。

- 住宅地から離れていること
- 管理事務所の設置スペースが確保でき、スタッフが常駐できること
- 門扉や安全柵の設置が可能であること
- 初級から上級の幅広いレベルに対応した滑走エリアが確保できるとともに、大会やイベント等の実施が可能な広い面積が確保できること

(2) 整備計画地の敷地概要

整備計画地の概要は、以下のとおりです。

名称	水元公園 東金町運動場 多目的広場東側草地広場
位置	葛飾区東金町8丁目24番
アクセス	東武バスセントラル 「東金町運動場入口」下車 徒歩5分
敷地面積	約4,900m ² ※測量調査を実施予定
現況	草地、植栽、ベンチ（5台）



※国土地理院撮影の空中写真（令和元年撮影）
を加工して作成



(3) 整備計画地周辺の概要

整備計画地周辺の概要は、以下のとおりです。

運動施設	多目的広場、テニスコート、少年野球場、 スポーツクライミングセンター
駐車場	水元公園第三駐車場（49台）
その他	東京都下水道局 東金町ポンプ所 都道451号線 江戸川堤防線 江戸川河川敷



2 法的条件等

整備計画地に関する法的条件等について整理します。

(1) 都市計画法・建築基準法

用途地域	第一種低層住居専用地域
	建築制限有*
建蔽率／容積率	30%／60%
高度地区	第1種高度地区
高さ制限	10m (または12m)
防火地域	—
風致地区	江戸川風致地区
地区計画	—
開発許可の要否	500 m ² 以上の開発行為に必要
その他	都市計画公園区域



*建築基準法第48条第1項ただし書により、同基準法の別表第二(い)項に掲げる建築物以外の建築物を建てようとする場合、特定行政庁(葛飾区長)が、良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない等と認めて許可した場合に、建築可能となります。その際には、あらかじめ公聴会の開催、建築審査会の同意を得る必要があります。

(2) 都市公園法

都立公園内での整備に当たり、必要な許可申請事項を整理します。スケートボード広場は公園施設のうち、運動施設に該当します。また、併せて整備を予定しているトイレ及び駐輪場は便益施設、管理事務所は管理施設に該当します。

設置・管理許可	公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理する場合に、公園管理者より得る必要がある許可（都市公園法第5条第1項）		
	公園施設	園路広場	園路、広場
		修景施設	植栽、芝生、花壇 等
		休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓 等
		遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー 等
		運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、水泳プール 等
		教養施設	動物園、野外劇場、図書館 等
		便益施設	売店、飲食店、駐車場、トイレ 等
		管理施設	門、さく、管理事務所 等
		その他の施設	展望台、備蓄倉庫 等
占用許可	設置・管理許可区域外で公園施設以外の工作物や仮設施設などを設置する場合に、公園管理者より得る必要がある許可（都市公園法第6条第1項）		
	例) 電柱、水道管などの設置 イベント、競技会等向けの仮設施設		

(3) 河川法

河川区域	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画地は、河川区域に指定されている。 整備計画地に隣接した公園内的一部敷地が、国土交通省関東地方整備局の所有地となっている。 <p>（河川法第6条第1項第2号、第3号）</p>							
高規格堤防特別区域	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画地は高規格堤防特別区域に指定されている。 <p>（河川法第6条第2項）</p>							
	<table border="1"> <tr> <td>規制内容</td> <td>建物の新築 又は改築</td> <td>地表からの高さ 1m を超えるものは許可が必要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の掘削</td> <td>1.5m 以内の掘削で、ただちに埋め戻す場合は制限がない</td> </tr> </table>	規制内容	建物の新築 又は改築	地表からの高さ 1m を超えるものは許可が必要		土地の掘削	1.5m 以内の掘削で、ただちに埋め戻す場合は制限がない	
規制内容	建物の新築 又は改築	地表からの高さ 1m を超えるものは許可が必要						
	土地の掘削	1.5m 以内の掘削で、ただちに埋め戻す場合は制限がない						

※河川法第26条第1項において、河川区域内の土地に工作物を新築する場合、河川管理者の許可が受ける必要がある。ただし、高規格堤防特別区域内の土地においては、同条第2項に掲げる行為については、許可の取得を要しないことから、今後、河川管理者と協議し、必要な手続を行う。

(4) 留意事項

公園内の国有地	・整備計画地の一部は、国有地（関東財務局東京財務事務所の所有地）と重なっていることから、今後、スケートボード広場設置に関する必要な手続を行う。
大規模救出救助活動拠点	・東京都地域防災計画により、救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点として、公園内のオープンスペースが大規模救出救助活動拠点に指定されている。
緊急河川敷道路	・隣接する江戸川堤防線（都道451号線）は「緊急河川敷道路」に位置付けられており、災害時には関係車両の緊急輸送路となる。
<u>公園内の自然環境</u>	・整備計画地の北側には、カワセミ等の野鳥が見られる不動池と樹林地が広がっており、現況自然環境の維持・保全を図っていく方針が水元公園マネジメントプラン（東京都建設局 令和4年9月）において定められている。 ・本計画においても、公園管理者や関係団体と協議を行いながら、施工時や開設後の自然環境に対する影響に配慮した設計を検討する。

(5) まとめ

以上より、本計画を進めるに当たり、必要となる手続き等は次のとおりです。

- 第一種低層住居専用地域内のため、管理事務所及びトイレの建築にあたっては、建築基準法第48条第1項ただし書により、公聴会の開催と建築審査会の同意を得たうえで、特定行政庁（葛飾区長）の許可を取得する必要があります。
- 建築物の建築面積が500m²を超える場合、開発許可が必要となります。
本整備計画における建築物（管理事務所及びトイレ）の建築面積は、500m²未満を想定しており、開発許可申請の対象外となる予定です。
- 公園管理者（東京都）からスケートボード広場の設置・管理許可、付随する工作物（給水管など）の占用許可を得る必要があります。
- 水元公園は、大規模救出救助活動拠点に指定されていることから、救出及び救助等の活動に必要となるスペースに支障が生じることがないよう、東京都と協議を行います。
- 高規格堤防特別区域に指定されているため、施工内容について河川管理者と協議し、必要な手続きを進めます。

3 都内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設等の整備状況

(1) 都立公園における整備状況

都立公園内のスケートボード広場等の整備状況は、次のとおりです。

都立公園名	利用環境		滑走エリア 面積 ^{※1}	管理 主体	対象競技
	共用	専用 施設			
駒沢オリンピック公園（世田谷区）		●	約 2,000 m ²	東京都	スケートボード BMX インラインスケート
祖師谷公園（世田谷区）	●		約 600 m ²	東京都	スケートボード
光が丘公園（練馬区）	●		約 1,000 m ²	東京都	スケートボード
小金井公園（小金井市他）	●		約 2,000 m ²	東京都	ローラースケート スケートボード
武蔵野公園 ^{※2} （府中市他）		●	約 1,100 m ²	東京都	スケートボード インラインスケート
代々木公園 ^{※3} （渋谷区）		●	約 350 m ²	東京都	スケートボード
【参考】 有明アーバンスポーツパーク ^{※4} （江東区）		●	約 3,570 m ²	民間 事業者	スケートボード BMX インラインスケート

※1 航空写真を用いた机上による求積のため、本計画上の参考値として記載

※2 令和7年6月25日開設

※3 令和7年2月20日開設

※4 都立公園内ではないが、東京都所有施設として掲載



【出典：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方（東京都建設局 令和5年11月）】

(2) 葛飾区内及び近隣区・市内の整備状況

区内及び近隣区・市内のスケートボード施設等の整備状況は次のとおりです。

ア 葛飾区内

公園名	利用環境		滑走エリア 面積 ^{※1}	管理 主体	対象 競技
	共用	専用 施設			
上千葉砂原公園 (西亀有)	●		約 250 m ²	葛飾区	スケートボード
小菅西公園 ^{※2} (小菅)		●	約 770 m ²	葛飾区	スケートボード

※1 航空写真を用いた机上による求積のため、本計画上の参考値として記載

※2 令和8年3月竣工予定



※国都地理院提供の白地図を加工して作成

(ア) 上千葉砂原公園

所在地	葛飾区西亀有 1 丁目 27-1							
面積	約 250 m ²							
セクション	なし							
運営時間	5~10 月	午後 4 時 30 分～ 午後 7 時 30 分						
	11~4 月	午後 4 時 30 分～ 午後 6 時 30 分						
レンタル	なし							
利用料金	無料							
利用方法	公園課又は公園事務所に使 用申請書を提出							

(イ) 小菅西公園運動場（スケートボード場）

所在地	葛飾区小菅 1 丁目 2-1 (小菅水再生センター屋上)	
面積	約 770 m ²	
セクション	11 セクション	
運営時間 (予定)	午前 9 時 00 分～ 午後 8 時 00 分	
レンタル (予定)	スケートボード、ヘルメット、プロテクター一式	
利用料金 (予定)	高校生相当以上 500 円/2H 小中学生 100 円/2H 幼児：無料	
利用方法	受付で利用料金を支払後、 利用開始（個人利用）	

イ 近隣区・市

施設名	利用環境		滑走エリア 面積※	管理 主体	対象競技
	共用	専用 施設			
松戸運動公園スケート ボード場 (松戸市)		●	約 220 m ²	松戸市	スケートボード
古ヶ崎河川敷スポーツ 広場 スケートボード パーク (松戸市)		●	約 740 m ²	松戸市	スケートボード
セナリオハウスフィー ルド三郷 (三郷市陸上 競技場公園) スケート パーク (三郷市)		●	約 600 m ²	三郷市	スケートボード BMX インラインスケート ローラースケート
すみだスケートボード パーク (墨田区)		●	約 920 m ²	墨田区	スケートボード
宮城ファミリー公園 アクティブスポーツ広 場 (足立区)	●		約 200 m ²	足立区	スケートボード インラインスケート 3 on 3
夢の島公園スケートボ ードパーク (江東区)		●	約 2,400 m ²	江東区	スケートボード
RAMP ZERO スケートボ ードパーク (荒川区)		●	約 300 m ²	民間 事業者	スケートボード BMX

※ 航空写真を用いた机上による求積のため、本計画上の参考値として記載



※国土地理院提供の白地図を加工して作成

(3) まとめ

以上から、都立公園、葛飾区内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設等の整備状況を以下のとおり整理し、これらの状況を踏まえて、本施設の整備を進めます。

※本整備計画の詳細は、「5章. 整備に向けた基本的な考え方」、「6章. 整備計画」参照

- 都立公園内の専用施設の多くは、園内の広大なスペースを活かし、1,000 m²以上の広い滑走エリアが確保されています。
- 葛飾区内及び近隣区・市内においては、スケートボードが利用できる場所が複数ある一方で、都立公園内の専用施設のような1,000 m²以上の広い滑走エリアが確保されたスケートボード施設は限られています。
- 都立公園、葛飾区内及び近隣区・市内とも、スケートボードのほか、インラインスケートの利用が認められている施設が複数あります。また、BMXについては、都立駒沢オリンピック公園とセナリオハウスフィールド三郷（三郷市陸上競技場公園）の2か所で利用可能です。
- 都立公園、葛飾区内及び近隣区・市内とも、スケートボードやヘルメット等の貸出しを行っているのは、一部の施設のみです。

4章 各種調査結果

1 アンケート調査

スケートボードに関する意識や、整備に向けた需要の把握を目的として、区民及び愛好者・競技者へアンケート調査を行いました。

【調査結果について】

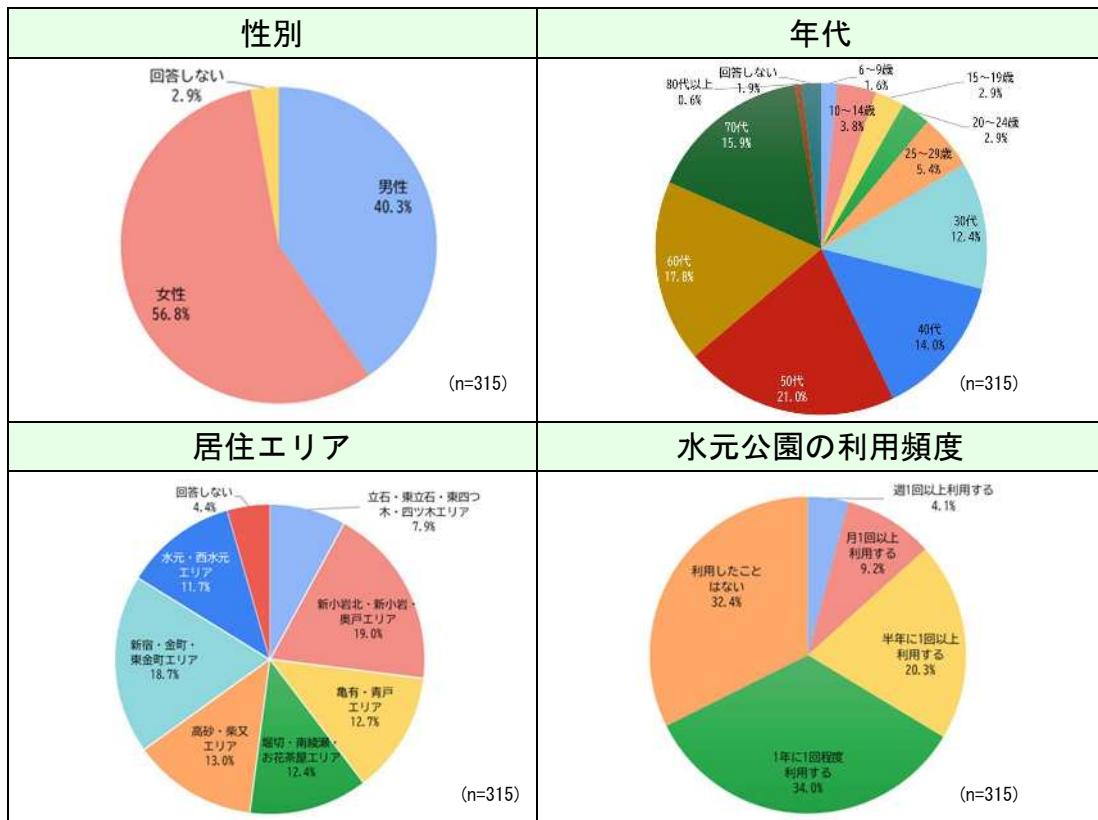
- ・小数点第2位以下を四捨五入して算出しています。そのため、四捨五入によって生じる誤差により、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・「n」は各設問の回答者数を示しています。比率は「n」を母数として算出しています。
- ・1人の回答者が複数の回答を選択できる設問は、「n」が各設問の回答者数であるため、設問ごとの回答数の合計が100%を超過する場合があります。

(1) 区民を対象とした調査

ア 実施概要

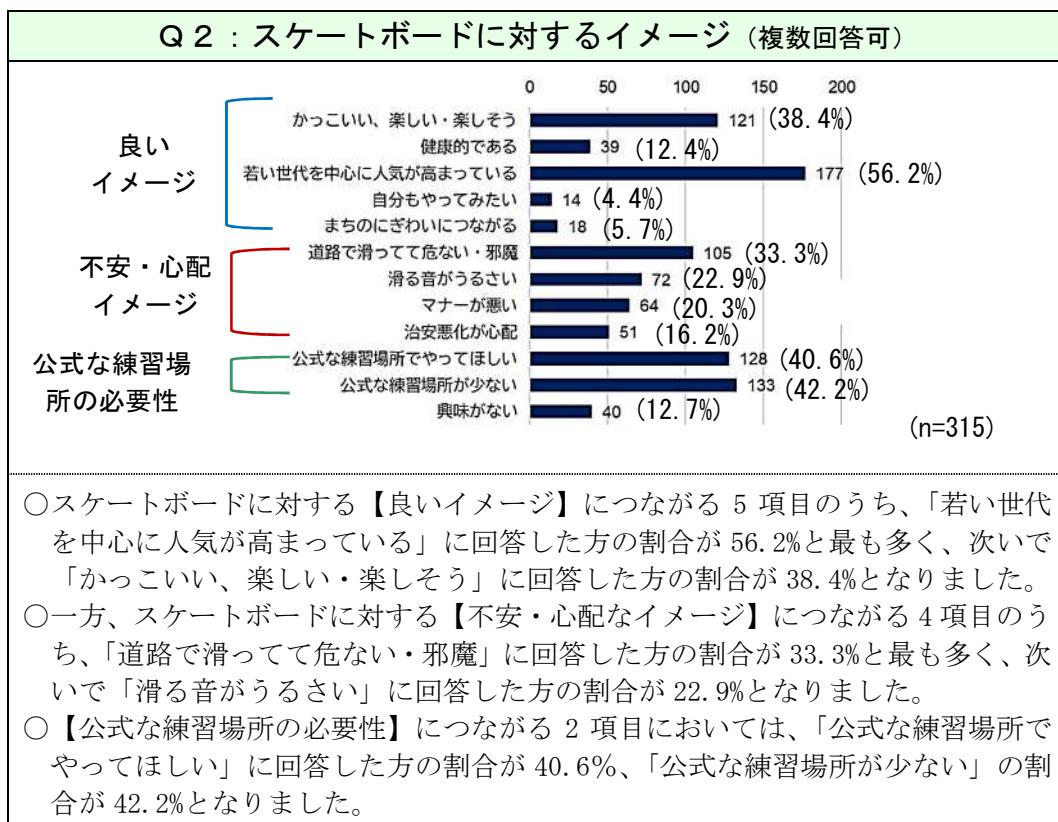
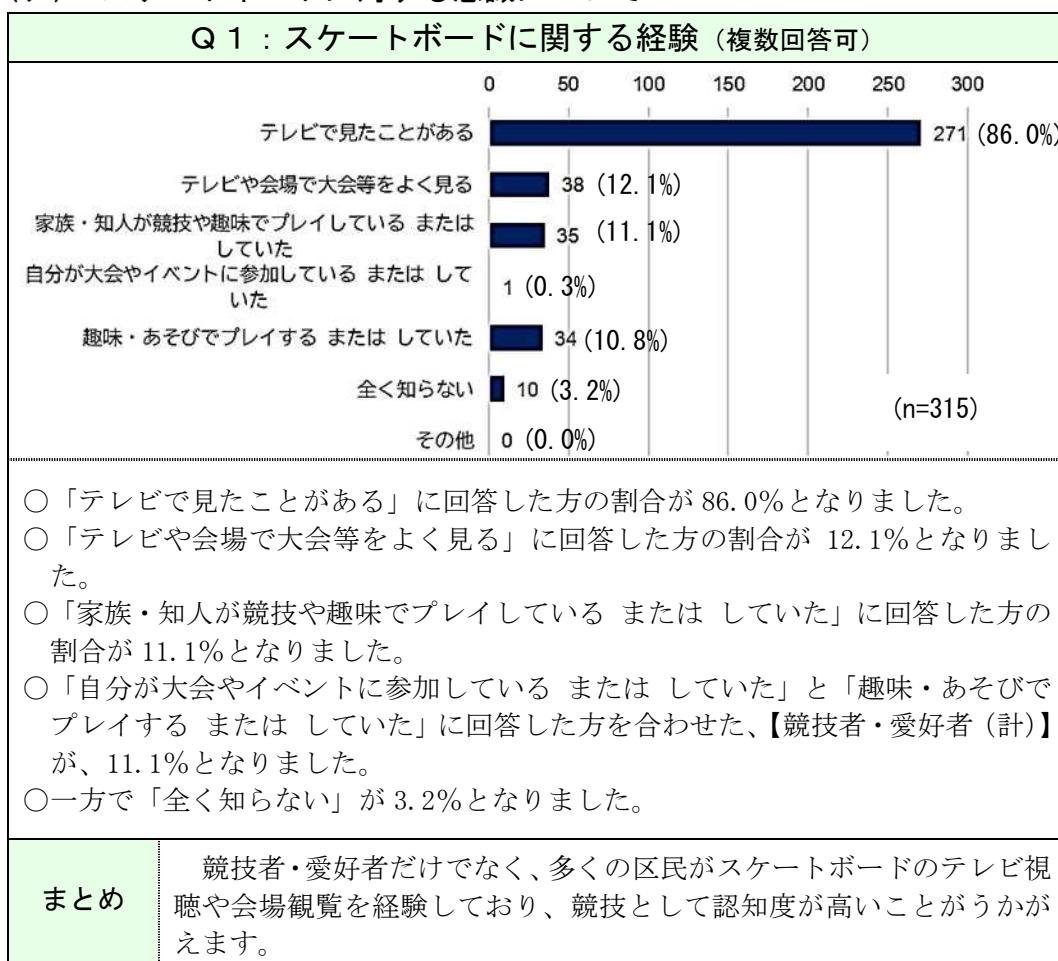
回答方法	調査用紙への直接記入、又はWebフォームからの入力
配布方法	無作為抽出により選定した満6歳以上の区民1,000名に郵送
回答期間	6月18日(水)～7月6日(日)(18日間)
回収数	315件(うちWebフォーム145件)／1,000件
調査目的	水元公園やスケートボードに対する区民意識の把握 プロ選手によるイベント需要の把握 等

イ 回答者の属性



ウ 主な回答

(ア) スケートボードに対する意識について

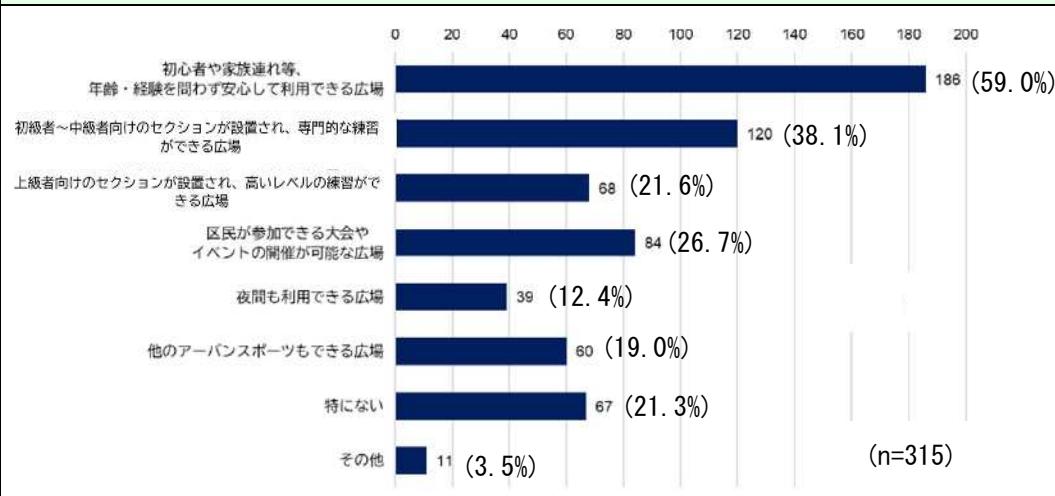


まとめ

良いイメージにつながる回答が多くある一方で、不安・心配なイメージにつながる回答も一定数ありました。この結果から、スケートボードの需要が増加傾向にある一方で、利用が認められていない場所での滑走や騒音問題、公共設備の損傷等の課題があることがうかがえます。こうした背景も要因となり、「公式な練習場所でやってほしい」や「公式な練習場所が少ない」といった回答が多くあり、適切にスケートボードに取り組める施設の整備が必要であると考えます。

(イ) スケートボード広場の整備方針について

Q 3 : 利用してみたいスケートボード広場 (複数回答可)



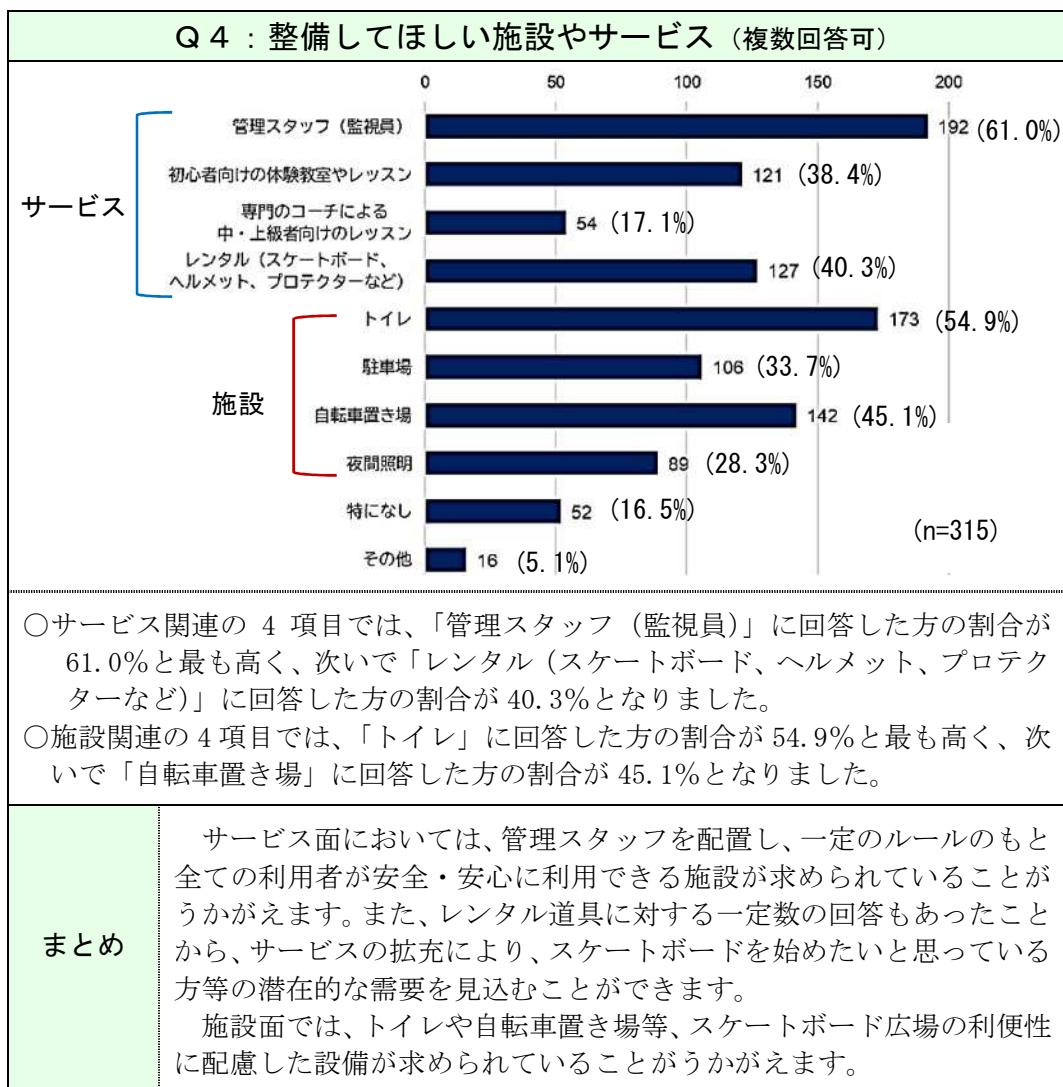
○「初心者や家族連れ等、年齢・経験を問わず安心して利用できる広場」に回答した方の割合が 59.0% と、最も多い結果となりました。

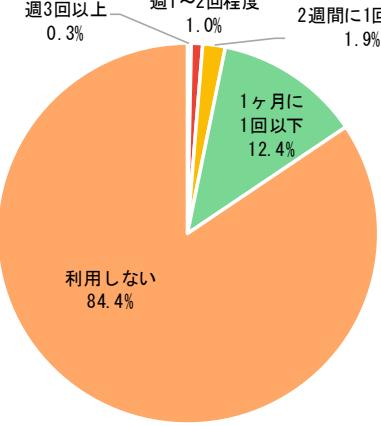
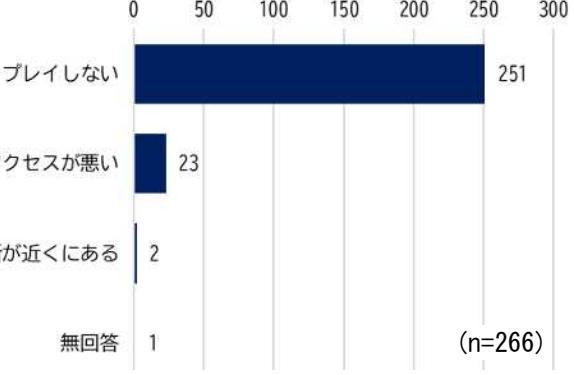
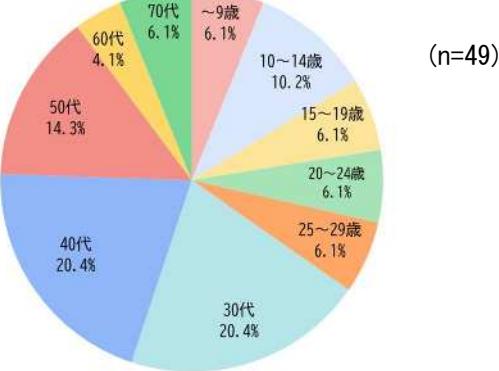
○次いで、「初級者～中級者向けのセクションが設置され、専門的な練習ができる広場」に回答した方の割合が 38.1%、「区民が参加できる大会やイベントの開催が可能な広場」に回答した方の割合が 26.7% となりました。

まとめ

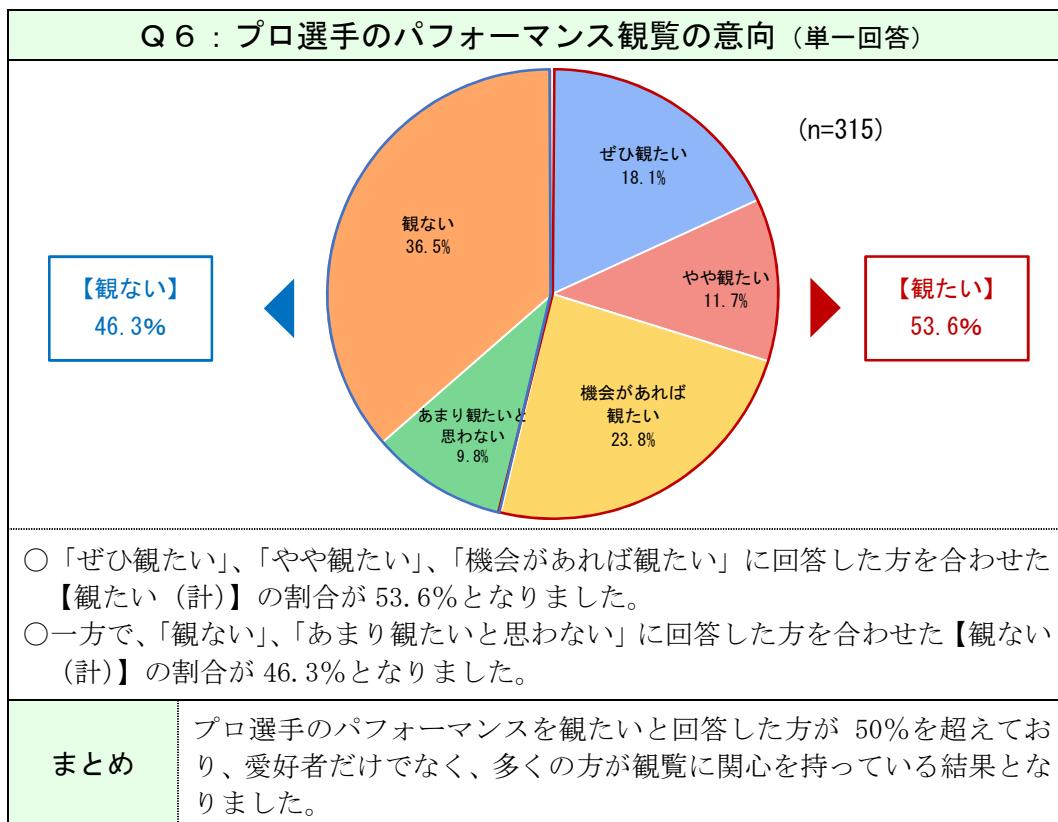
既にスケートボードに取り組んでいる愛好者のほか、初心者や家族連れ等、年齢や経験を問わず幅広い利用者が楽しめる施設が求められていることがうかがえます。

また、区民が参加できる大会やイベントの開催についても、一定数の需要が見込まれていることから、これらの実施に対応できる施設が求められていることがうかがえます。

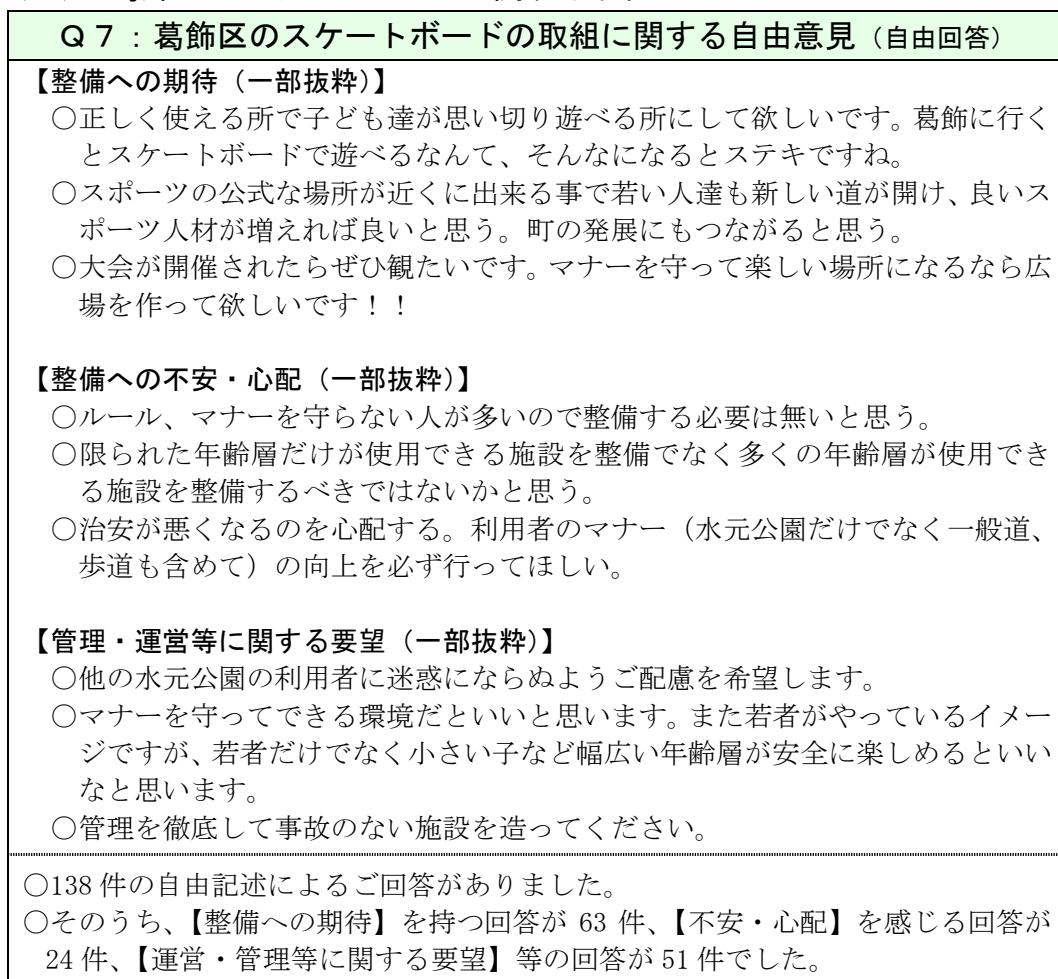


Q 5：水元公園スケートボード広場の利用意向（単一回答）																							
利用意向	 <p>(n=315)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用意向</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用しない</td> <td>84.4%</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回以下</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>2週間に1回程度</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>週1~2回程度</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>週3回以上</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	利用意向	割合	利用しない	84.4%	1ヶ月に1回以下	12.4%	2週間に1回程度	1.9%	週1~2回程度	1.0%	週3回以上	0.3%										
利用意向	割合																						
利用しない	84.4%																						
1ヶ月に1回以下	12.4%																						
2週間に1回程度	1.9%																						
週1~2回程度	1.0%																						
週3回以上	0.3%																						
「利用しない」理由別回答数	 <p>(n=266)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレイしない</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>アクセスが悪い</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>既に練習できる場所が近くにある</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	理由	回答数	プレイしない	251	アクセスが悪い	23	既に練習できる場所が近くにある	2	無回答	1												
理由	回答数																						
プレイしない	251																						
アクセスが悪い	23																						
既に練習できる場所が近くにある	2																						
無回答	1																						
(参考) 利用する（「週3回以上」、「週1回以上」、「2週間に1回程度」、「1か月に1回以下」）と回答した方の年代																							
まとめ	 <p>(n=49)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30代</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>10~14歳</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>15~19歳</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>20~24歳</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>25~29歳</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>~9歳</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>6.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用意向を示す回答者は、30代・40代が各20.4%と最も多い結果となりました。 ○「～9歳」、「10～14歳」、「15～19歳」を合わせた【10代以下（計）】でみた割合が22.4%となり、若年世代においても利用意向を示す回答が多い結果となりました。</p> <p>○「利用しない」に回答した方の割合が84.4%と最も多い結果となりました。 ○一方で、「週3回以上」、「週1回以上」、「2週間に1回程度」、「1か月に1回以下」を合わせた【利用する（計）】に回答した方の割合が15.6%となりました。</p> <p>最も多い回答であった「利用しない」の理由としては、スケートボードを「プレイしない」が多くあげられました。一方で、「利用する」に回答した方の年代は幅広く、多様な世代の区民からのニーズがうかがえます。</p>	年代	割合	30代	20.4%	40代	20.4%	50代	14.3%	10~14歳	10.2%	15~19歳	6.1%	20~24歳	6.1%	25~29歳	6.1%	60代	4.1%	~9歳	6.1%	70代	6.1%
年代	割合																						
30代	20.4%																						
40代	20.4%																						
50代	14.3%																						
10~14歳	10.2%																						
15~19歳	6.1%																						
20~24歳	6.1%																						
25~29歳	6.1%																						
60代	4.1%																						
~9歳	6.1%																						
70代	6.1%																						

(ウ) プロ選手のパフォーマンス観覧について



(エ) 葛飾区のスケートボードに関する取組について



まとめ

整備に期待する回答が多くある一方で、不安・心配な回答や管理・運営に関する要望も一定数ありました。

特に、スケートボード広場の利用者に向けたマナーアップ活動やルールを徹底するための取組等に関するご意見が多く上げされました。利用者はもとより、他の公園利用者や周辺地域の住民等が安全・安心できる環境に配慮した施設を計画します。

(2) 愛好者・競技者を対象とした調査

ア 実施概要

回答方法	調査用紙への直接記入、又は Web フォームからの入力	
配布方法	調査実施場所において、調査員が直接配布の上、回答を依頼	
実施日時	6月20日（金）～8月8日（金）（50日間）	
	平日	16:30～19:00
	休日	14:00～19:00
実施結果	100件（うち Web フォーム 62件）	
調査目的	愛好者・競技者の現状把握 スケートボード広場への需要把握 スケートボード広場に求める設備・条件等の把握	

イ 実施場所

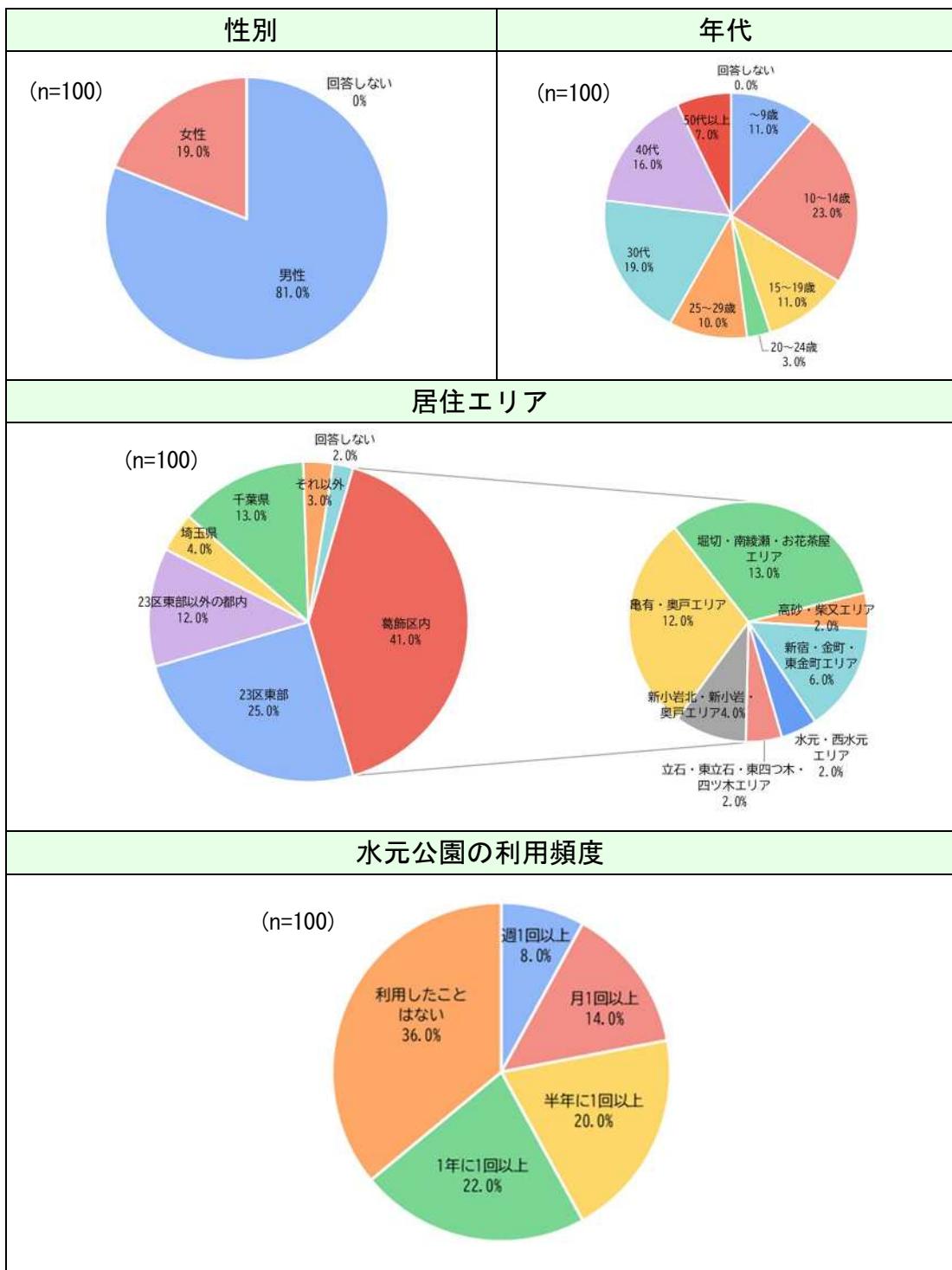
【葛飾区内】

実施場所	所在地 (整備計画地からの距離)
上千葉砂原公園 (他、区内全域でスケートボードに取り組んでいる愛好者に回答を依頼)	西亀有1丁目27-1 (5.1km)

【葛飾区外】

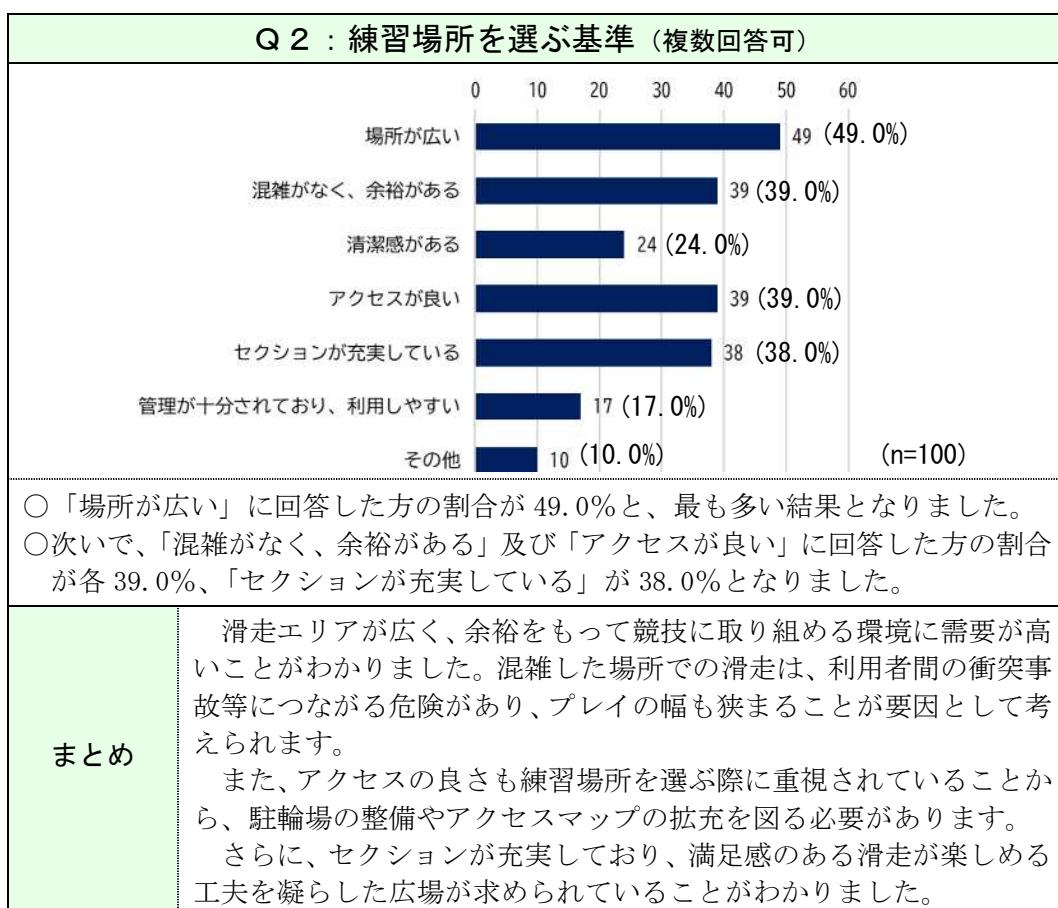
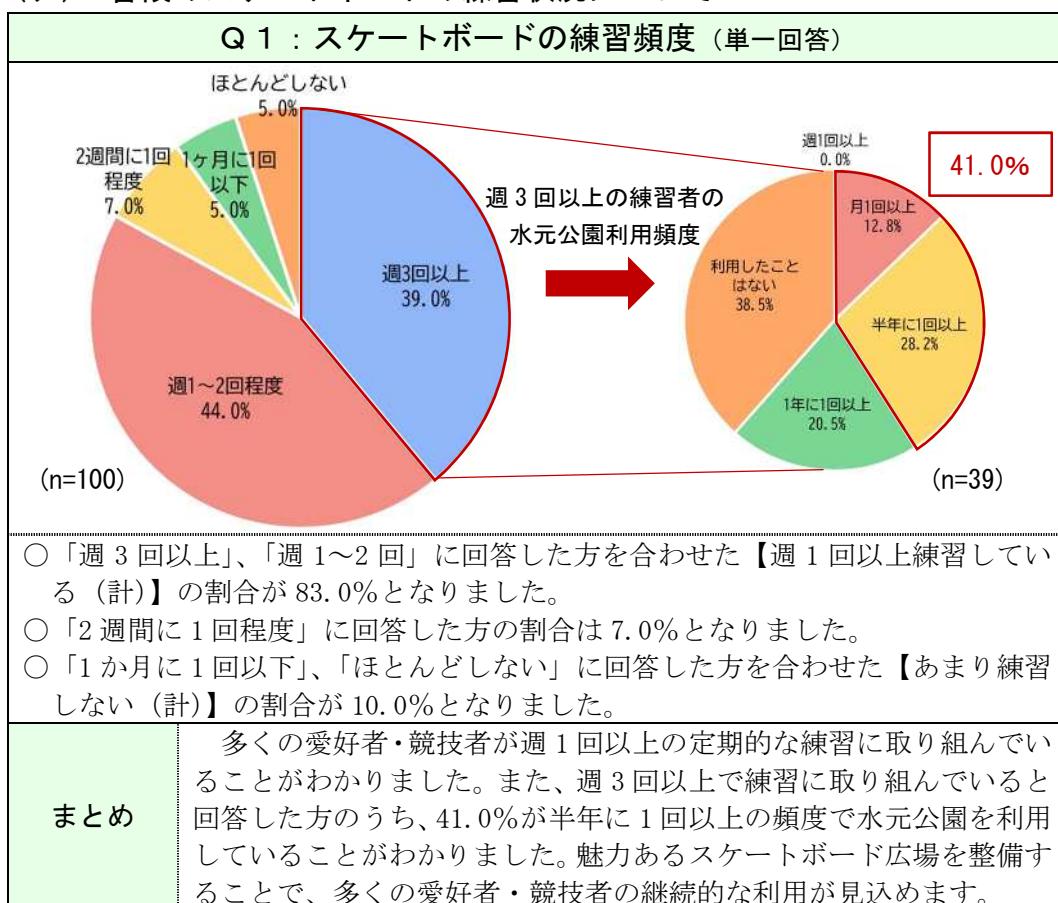
実施場所	所在地 (整備計画地からの距離)	
墨田区 すみだスケートボードパーク	向島5丁目9-1 (10.0km)	
江東区 夢の島スケートボードパーク	夢の島1丁目1 (15.5km)	
荒川区 RAMP ZERO スケートボードパーク	南千住4丁目2-3 (9.8km)	
松戸市 松戸市	松戸運動公園 スケートボード場 古ヶ崎河川敷スポーツ広場 スケートボードパーク	上本郷4434 (3.5km)
	古ヶ崎 2441 (2.7km)	

ウ 回答者の属性



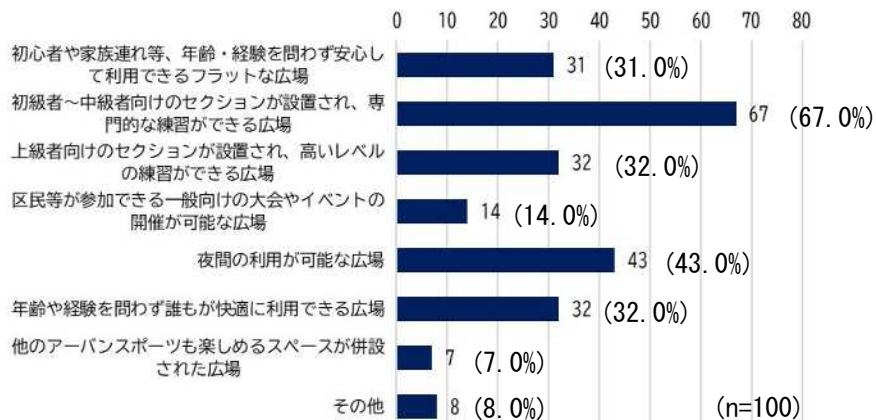
エ 主な回答

(ア) 普段のスケートボードの練習状況について



(イ) 水元公園スケートボード広場の整備方針について

Q 3 : 利用してみたいスケートボード広場 (複数回答可)



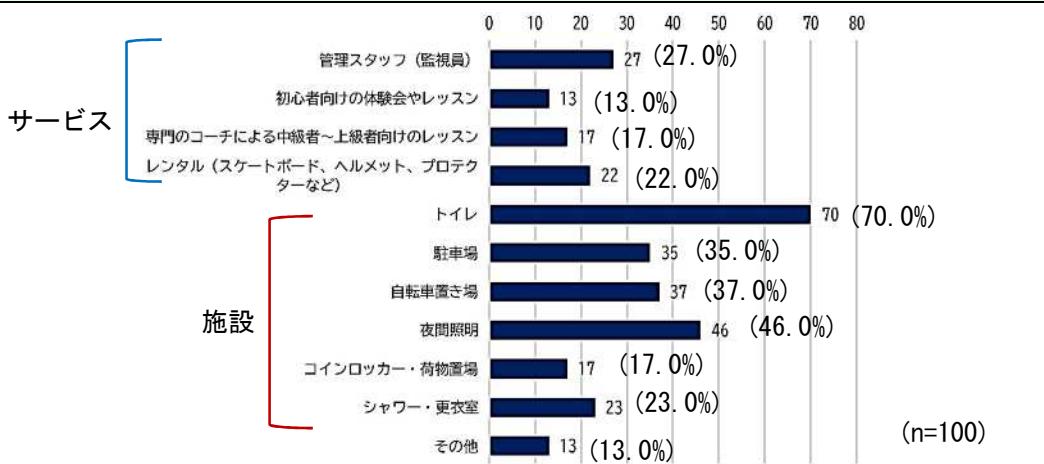
- 「初級者～中級者向けのセクションが設置され、専門的な練習ができる広場」に回答した方の割合が 67.0% と最も高い結果となりました。
- 次いで、「夜間の利用が可能な広場」に回答した方の割合が 43.0%、「上級者向けセクションが設置され、高いレベルの練習ができる広場」、「年齢や経験を問わず誰もが快適に利用できる広場」が各 32.0% となりました。

まとめ

初級～中級の利用者層を対象としたセクションを中心に、上級者に対応したセクションも盛り込んだ配置とすることで、多くの愛好者・競技者の需要に応えるとともに、技術力の一層の向上につながる施設になると考えます。

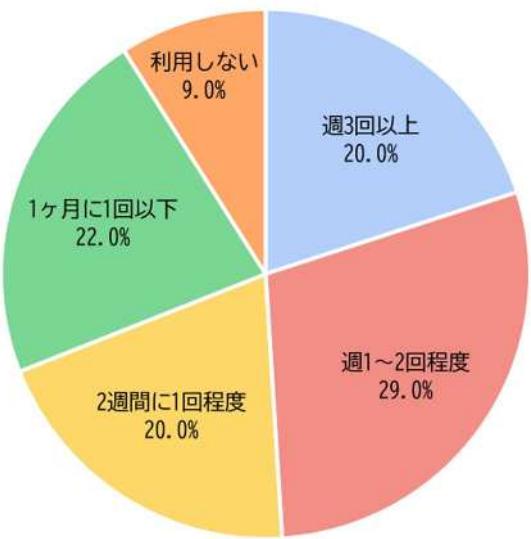
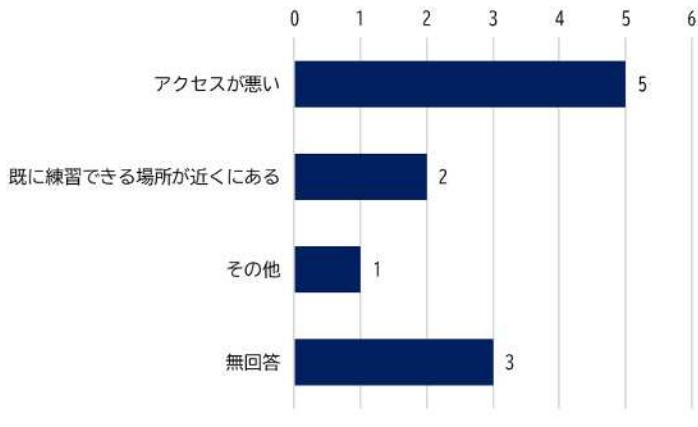
また、夜間の利用に対する回答も一定数ありました。利用可能な時間帯を広げることで、利用者の増加につながることが見込めます。

Q 4 : 整備してほしい施設やサービス (複数回答可)

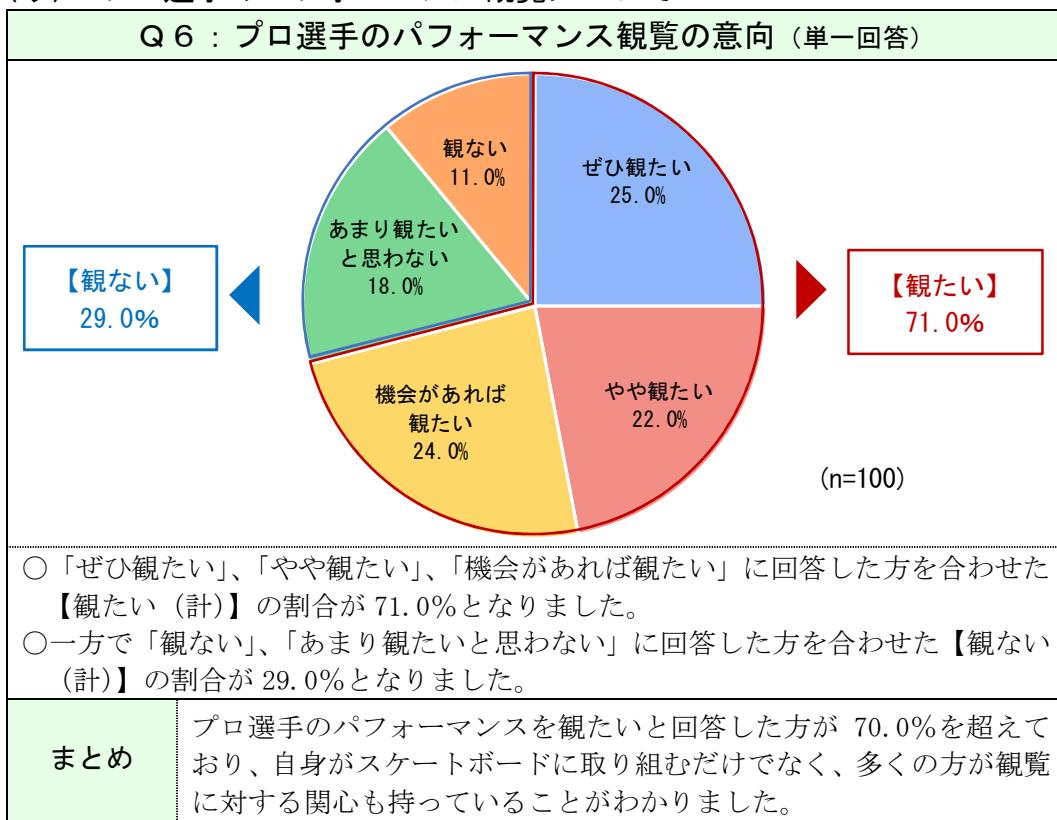


- サービス関連の 4 項目では、「管理スタッフ」に回答した方の割合が 27.0% と最も高く、次いで「レンタル (スケートボード、ヘルメット、プロテクターなど)」に回答した方の割合が 22.0% となりました。
- 施設関連の 6 項目では、「トイレ」に回答した方の割合が 70.0% と最も多く、次いで「夜間照明」に回答した方の割合が 46.0% となりました。

まとめ	<p>「区民を対象としたアンケート Q4」と同様に、サービス面では、管理スタッフや道具のレンタルに一定数の回答がありました。</p> <p>施設面では、トイレや自転車置き場等、スケートボード広場の利便性の向上を図る設備が求められていることがうかがえます。</p> <p>また、夜間照明に対する回答も一定数ありました。前問 Q3 でも夜間の利用に対する回答が一定数あったことから、休日のほか、平日の学校や仕事帰りの時間帯での需要が見込めます。</p>
-----	--

Q 5 : 水元公園スケートボード広場の利用意向 (単一回答)	
利用意向	 <p>(n=100)</p>
「利用しない」理由別回答数 (複数回答可)	 <p>(n=9)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「週 3 回以上」、「週 1~2 回」に回答した方を合わせた【週 1 回以上で利用 (計)】の割合が 49.0%となりました。 ○ 「2 週間に 1 回程度」に回答した方の割合は 20.0%となりました。 ○ 「1 か月に 1 回以下」に回答した方の割合は 22.0%となりました。 ○ 「利用しない」に回答した方の割合は 9.0%であり、その理由として「アクセスが悪い」が最も多い結果となりました。 	
まとめ	<p>半数程度の愛好者・競技者が週 1 回以上の定期的な利用意向を示しており、整備に対する期待が高いことがわかりました。</p> <p>また、「2 週間に 1 回程度」、「1 か月に 1 回以下」の利用にも一定数の回答があったことから、前問までの調査結果を踏まえ、魅力あるスケートボード施設を整備することで、定期利用者の増加につながる見込みがあります。</p>

(ウ) プロ選手のパフォーマンス観覧について



(エ) 葛飾区のスケートボードに関する取組について

Q 7 : 葛飾区のスケートボードの取組に関する自由意見 (自由記入)

【整備への期待 (一部抜粋)】

- 葛飾区にはスケートボード専用施設が無かったため、葛飾区以外の場所で練習する事が多かったです。もし水元公園にスケートパークができるならば、区外に出る事なく練習ができるためありがとうございます。
- 荒川区民なので、葛飾区の取組は知らなかった。水元公園は少し治安が心配なのと、家から交通が不便なので、頻繁に利用するわけではないが、子どもが安心して通えるようなら利用したい。

【管理・運営等に関する要望 (一部抜粋)】

- ぜひ夜間運営をお願いしたい。
- 上級者が満足して楽しめるパークがあまりないため、大会などで活躍しているスケーターなどにいろいろ意見を聞いてパークも作っていただけたら嬉しいです。
- 国際大会ができるパークではなく、街中を滑っているような、植栽があり雰囲気の良いプラザ風のパークが良いと思います。

○29 件の自由記述によるご回答がありました。

○そのうち、本取組に【整備への期待】を持つ回答が 17 件、【不安・心配】を感じる回答は 0 件、【管理・運営等に関する要望】等の回答が 12 件でした。

まとめ スケートボードに取り組める専用施設が少ないと思う愛好者・競技者が多く、新たに本施設が整備されることに期待する声が多くありました。また、具体的な整備内容や運営に関する要望も一定数ありました。頂いた要望を参考に、可能な限り多くの愛好者・競技者が継続的に利用したいと思える、魅力的なスケートボード広場となるよう検討を進めます。

2 現況調査

(1) 交通量調査

ア 実施概要

調査場所	地点 k-1	高洲四丁目（西）交差点（三郷市高洲 4-74-3 地先）
	地点 k-2	水元公園第三駐車場西側（葛飾区東金町 8-32 地先）
	地点 k-3	東金町運動場南側（葛飾区東金町 8-10-13 地先）
調査日時	平日	令和 7 年 6 月 26 日（木） 9 時～21 時（12 時間）
	休日	令和 7 年 6 月 22 日（日） 9 時～21 時（12 時間）
調査対象	自動車類（小型車、大型車、二輪車）	

イ 調査結果

地点 k-1	<ul style="list-style-type: none"> ○地点 k-1 方面から水元公園（第三駐車場）への主要経路となる、地点 k-2 に向かう車両は、平日 2,034 台/12 時間、休日 1,799 台/12 時間でした。 ○交通量が多い時間帯は、平日 17～18 時（229 台）、休日 15 時～16 時（194 台）でした。
地点 k-2	<ul style="list-style-type: none"> ○地点 k-2 交差点から水元公園（第三駐車場）方面に向かう車両は、平日 158 台/12 時間、休日 202 台/12 時間でした。 ○交通量が多い時間帯は、平日 16～17 時（25 台）、休日 14～15 時（28 台）でした。 ○一定数が東金町運動場の利用者であることが考えられます。
地点 k-3	<ul style="list-style-type: none"> ○地点 k-3 交差点から水元公園（第三駐車場）への主要経路となる、地点 k-2（北側）方向に向かう車両は、平日 1,165 台/12 時間台、休日 949 台/12 時間でした。 ○交通量が多い時間帯は、平日 18～19 時（135 台）、休日 10～11 時（123 台）でした。

ウ　まとめ

調査結果から、自動車による水元公園（第三駐車場）への来場について、以下のとおり整理します。

- 水元公園（第三駐車場）に来場する自動車は、一方通行や右左折禁止等の条件から、三郷方面からは地点 k-1、葛飾区及び千葉方面からは地点 k-3 を経由し、各々地点 k-2 を通過するルートが主要経路であると考えます。
- 地点 k-2 交差点を水元公園（第三駐車場）方面に向かった自動車交通量は現状、最も多い時間帯で平日 25 台・休日 28 台となりました。また、この地点を通過した全ての車両が水元公園（第三駐車場）の来訪者とは限らないことや、第三駐車場の駐車台数（最大 49 台）、入出庫状況を考慮すると、スケートボード広場の整備により、水元公園第三駐車場が日常的に満車になることはない見込みです。
- 大会やイベント開催時には、駐車場の収容台数を超える自動車での来場も考えられるため、臨時駐車スペースの確保や交通誘導等の対応を検討していきます。

(2) 騒音調査

ア 実施概要

調査地点	
調査場所	<p>地点 s-1 水元公園第三駐車場南側（葛飾区東金町 8-14-7 地先）</p> <p>地点 s-2 東金町運動場南側（葛飾区東金町 8-18-8 地先）</p> <p>地点 s-3 東金町運動場内（葛飾区東金町 8-27-1）</p> <p>地点 s-4 東金町運動場北側敷地境界*（三郷市高州 4-149-2 地先）</p> 
調査日時	<p>平日 令和 7 年 6 月 26 日（木）9 時～21 時（12 時間）</p> <p>休日 令和 7 年 6 月 22 日（日）9 時～21 時（12 時間）</p>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 連続測定したデータを 10 分単位で整理、各 1 時間値／12 時間合計の値を算出 除外すべき音の処理は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」『一般地域編、道路に面する地域編』に基づき処理、代表値算出』

* 「騒音にかかる環境基準について（環境省ホームページ）」に定める「幹線交通を担う道路に近接する空間」に位置づけられている。

イ 実施結果

調査地点	整備計画地 からの距離	測定結果		環境基準* (AM6:00～PM10:00)
		平日	休日	
地点 s-1	約 285m	50dB	52dB	55dB
地点 s-2	約 190m	51dB	52dB	55dB
地点 s-3	隣接地	53dB	53dB	55dB
地点 s-4	約 70m	54dB	52dB	70dB

- 全ての地点において、平日・休日ともに環境基準を満たす結果になりました。
- 平日と休日で騒音に大きな差異は見られませんでした

*環境基本法第 16 条第 1 項に基づき、環境省の定めた、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準

ウ　まとめ

調査結果から、スケートボード広場の整備による騒音の影響について、以下のとおり整理します。

- 現状、すべての調査地点で環境基準を満たしています。
- 整備計画地は、葛飾区東金町運動場内の最も東側に位置し、周囲は江戸川河川敷や東京都下水道局東金町ポンプ所、多目的広場等が配置されているとともに、周辺地域との十分な離隔距離が確保されていることから、住環境に対する騒音の低減につながるものと考えます。

5章 整備に向けた基本的な考え方

1 基本的な考え方

前章までに取りまとめた整備計画地の整理状況やアンケート等の調査結果を踏まえ、整備計画地におけるスケートボード広場の整備に関する基本的な考え方を整理します。

利用者	計画地の広い面積を活かして、初級～上級まで全てのレベルに対応した滑走エリアを設け、年齢・経験を問わない、幅広い利用者層が楽しめる施設とします。
	関連計画等 葛飾区基本計画、葛飾区スポーツ推進計画 等
対象競技	○スケートボードを中心に、 <u>インラインスケートやBMX等、様々な競技種目での利用も可能</u> とし、幅広い需要に対応できる施設とします。 ○利用者が安全に取り組める利用方法やルールを定めます。
	関連計画等 葛飾区基本計画、葛飾区スポーツ推進計画
災害時対応	○水元公園が「大規模救出救助活動拠点」であることを踏まえ、発災時には、関係機関と連携し、災害対応スペースとして効果的に活用します。
	関連計画等 東京都地域防災計画 等
施設の特徴	○区民等が参加できる大会やプロ選手のパフォーマンスを楽しめるイベント等が実施できる施設とします。 ○スケートボード等は、スポーツ競技としてだけなく、街中でできる気軽な遊びを原点に、アートや音楽、ファンション等と融合した「ストリートカルチャー」としても、若者を中心に注目を集めています。 こうした背景を捉え、葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現し、本区の街中を滑走するようなイメージで設計します。また、音響設備を配備し、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現します。これにより、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じてスケートボードの魅力や楽しさを発信していく、幅広い世代の関心と理解を深めるとともに、多くの方が来場したいと思える施設（潜在的需要の喚起）を目指します。 ○管理スタッフの配置や安全柵の設置など、他の公園利用者の安全・安心な利用環境を維持します。 ○ <u>滑走音や照明等が、周辺住民や公園の自然環境に与える影響を可能な限り低減させるための方策を、設計で検討します。</u>
	関連計画等 葛飾区基本計画、葛飾区スポーツ推進計画、かつしかアート・カルチャー基本方針 等

管理スタッフの配置	管理スタッフを配置し、利用受付、マナー啓発、競技に関する助言・指導及び講習会等を行います。なお、運営時間中は常駐を予定しています。
利用料金	有償による利用とします。 その他の有償サービスとして、初心者向けにスケートボードやヘルメット、プロテクター等のレンタルを実施します。
夜間利用	仕事帰り・学校帰りの利用、夏場の夕方以降の利用等、多様な需要に対応するため、夜間の利用が可能な施設とします。
駐輪場	○スケートボード広場の来場者の主な交通手段は自転車であることが想定されるため、駐輪場を整備します。 ○自動車による来場者は、既存の水元公園第三駐車場の利用を想定します。大会やイベント開催時には、駐車場の収容台数を超える自動車での来場も考えられるため、臨時駐車スペースの確保や交通誘導等の対応を検討していきます。

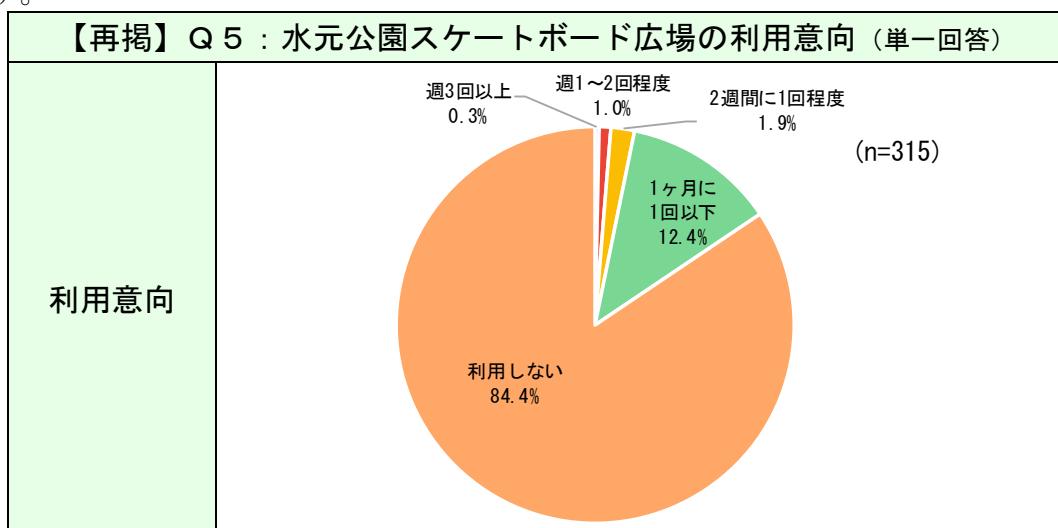
2 スケートボード広場への想定需要

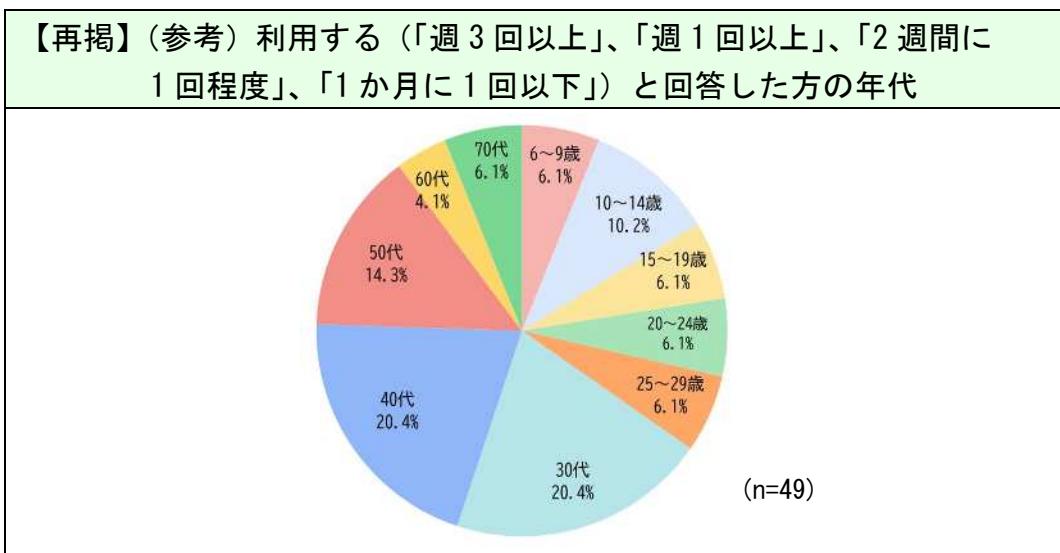
スケートボードに取り組んでいる愛好者・競技者の人口は、公式に発表されているものがなく、正確な人数の把握は困難です。

本計画では、「第4章 1 アンケート調査」の結果をもとに、水元公園スケートボード広場の区民による想定需要を参考として検討します。

区民による想定需要

「第4章 1 アンケート調査 (1) 区民を対象とした調査」の結果をもとに、想定需要を検討します。検討にあたっては、同アンケート調査「Q5：水元公園スケートボード広場の利用意向」において、利用意向を示す回答が多かった6歳から59歳(50代)までを主な対象として、想定利用者数を算出します。





ア 想定利用者数

本区の6~59歳の人口 (R7.9.1現在)	アンケートにおいて 利用意向を示した回答者の割合	想定利用者数
A	B	C (A×B)
311,624人	4.4%*	13,711人

*「第4章 1 アンケート調査 (1) 区民を対象とした調査 Q5: 水元公園スケートボード広場の利用意向」において利用意向を示す回答をした、6歳から59歳(50代)の方の割合(44人/1,000人 [アンケート配布数])

イ 想定利用者数におけるスケートボード経験者と未経験者の内訳

想定利用者数	Cにおけるスケートボード経験者・未経験者の割合		想定経験者・未経験者数	
C	D		E (C×D)	
13,711人	経験者	38.6%*	経験者	5,292人
	未経験者	61.4%	未経験者	8,419人

*「第4章 1 アンケート調査 (1) 区民を対象とした調査 Q5: 水元公園スケートボード広場の利用意向」において利用意向を示した回答者44人のうち、「Q1: スケートボードに関する経験」で、「自分が大会やイベントに参加しているまたはしていた」、「趣味・遊びでプレイするまたはしていた」に回答した方の割合(17人/44人)

ウ　まとめ

アンケート調査から算出した想定利用者数は、区民 13,711 人となりました。ただし、利用者一人当たりの延べ利用回数や悪天候等による施設の休止、オンラインスケート・BMXによる需要見込み等、様々な増減要素が存在しており、全てを見込んで利用者数を算出することは、困難であるため参考値とします。

「本章 1（1）整備の基本的な考え方」において示した、区民等が参加できる大会や、プロ選手のパフォーマンスが楽しめるイベントの実施、スケートボードにゆかりのあるアート作品を活用した「スポーツ」・「文化・芸術」の両面を通じた魅力の発信等を行い、さらなる利用者の拡大につなげていきます。

併せて、スケートボード競技との親和性が高いSNSによる情報発信（運営やイベントのリアルタイム情報の発信、レンタルサービス案内等）を行い愛好者・競技者の利用頻度の向上を図ります。

(2) 主な利用者層の想定

想定される主な利用者層を、次のとおり設定します。

ア ファミリー層

利用者イメージ	未就学児 又は 小学生（低学年）1～2名／保護者1名
主な需要	<ul style="list-style-type: none">競技未経験の子どもが、スタッフのレッスンを受けながら安全な環境でチャレンジしたい一定のスキルを持つ親子で、一緒に練習したい
利用時間	<ul style="list-style-type: none">平日 午前9時～午後5時休日 午前9時～午後5時
利用サービス	<ul style="list-style-type: none">道具レンタル初心者体験会初級者向けレッスン
主な来場手段	<ul style="list-style-type: none">自動車自転車公共交通機関

イ 小学生（高学年）、中学生、高校生

利用者イメージ	グループ（3～5名）
主な需要	<ul style="list-style-type: none">区内で専用施設ならではの質の高い路面や充実したセクションで滑りたい友人と一緒にスケートボードをやってみたい専門スタッフによる初級者～中級者向けのスキルアップを目的としたレッスンに参加したい周囲を気にせず、安全・安心な環境で楽しみたい自由度の高いセクションで、自分の滑りをしたい大会の参加に向けた練習場所として利用したい
利用時間	<ul style="list-style-type: none">平日 午後5時～午後8時休日 午前9時～午後8時 <p>※中学生以下の18時以降の利用は保護者（高校生相当以上）が付き添う</p>
利用サービス	<ul style="list-style-type: none">道具レンタル初心者体験会初級者から中級者向けレッスン
主な来場手段	<ul style="list-style-type: none">自転車公共交通機関

ウ 大学生、社会人

利用者イメージ	単独 又は グループ (2~3名)
主な需要	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事や学校帰りにナイター運営を利用したい ・レベルの高いセクションに挑戦したい ・趣味から始めてみたい ・難易度の高いセクションに挑戦し、技術力の向上を図りたい ・自由度の高いセクションで自分の滑りをしたい ・大会の参加に向けた練習場所として利用したい
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 午後 6時～午後 9時 ・休日 午前 9時～午後 9時
利用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・道具レンタル ・初心者体験会 ・初級者から中級者向けレッスン
主な来場手段	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車 ・自転車 ・公共交通機関

3 整備方針

前章までの検討結果をもとに、整備する基本機能及び管理運営の方針を設定します。

(1) 基本機能

滑走エリア	全体	約 2,670 m ²	
	500 m ² 以上のフラットな滑走面と多種多様なセクションを配置することで、レベルに応じた滑走を可能にするとともに、利用者の創造性が発揮される自由度の高い滑走が楽しめる先進的なスケートボード施設となるよう整備します。 また、大会やイベントを実施する場合、規模や内容によって利用エリアや観覧エリアの区画分けが容易な配置とします。		
管理施設	管理事務所 倉庫	約 50 m ²	安全管理、利用受付、備品収納等
安全対策	フェンス	高さ 3m／延長約 200m	
	出入口	高さ 3m 両開き門扉	
	照明	夜間利用を可能とする施設として整備します。 JIS（日本産業規格）で定められた一般的な競技利用を想定した「運動競技区分Ⅲ」のうち、ローラースケートの照明基準に必要な 150lx 以上の照度を確保します。	
その他	トイレ	約 30 m ²	男性用 1 か所、女性用 1 か所 バリアフリートイレ 1 室
	駐輪場	約 70 m ² (約 35 台分)	

(2) 管理運営（想定）

運営時間	平日・休日	午前 9 時～午後 9 時（最終受付 午後 8 時 15 分）
管理 スタッフ	平日	3 名
	休日	3～4 名
利用料金		一般（高校生相当以上）：500 円／2 時間 小・中学生：100 円／2 時間 幼児：無料 ※小菅西運動場（スケートボード場）を参考
有償 サービス	レンタル	スケートボード、ヘルメット、プロテクター
	レッスン	初心者体験会、スキルアップ講習会

※管理運営に関する事項は、令和 10 年度中の区議会定例会に体育施設条例改正に関する議案（東金町運動場に本施設を新設）を上程し、可決後、教育委員会にて定めます。

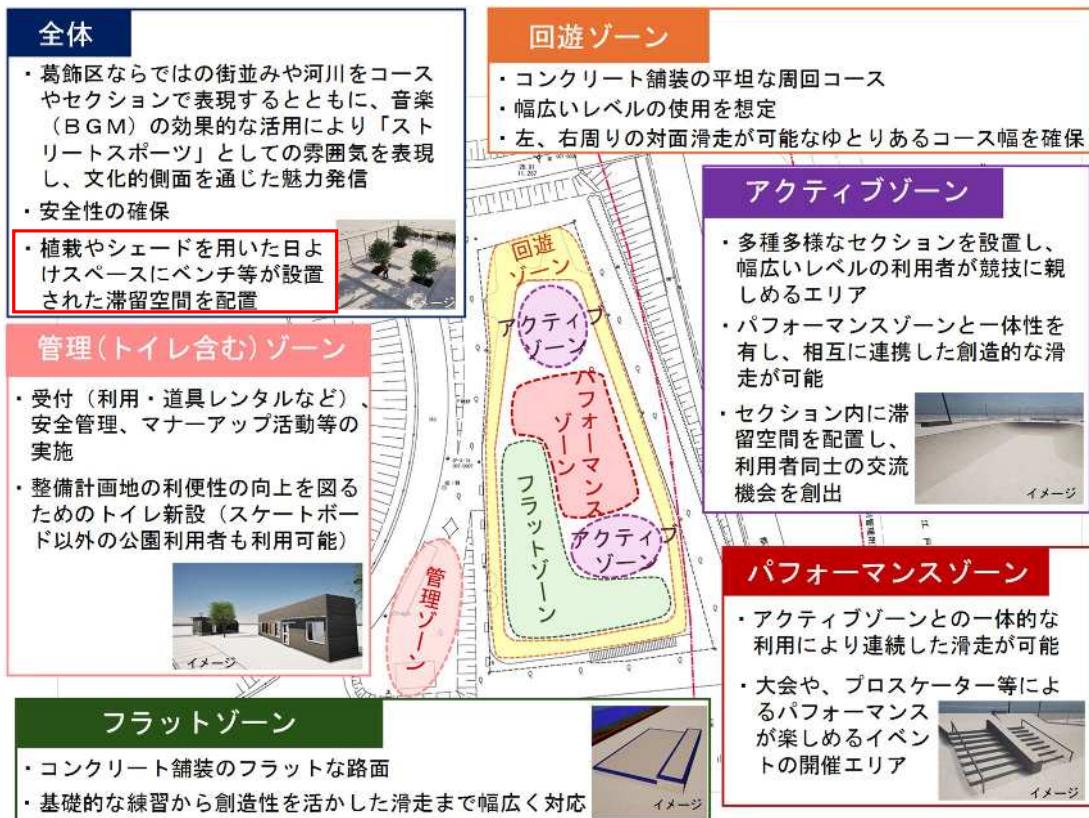
6章 整備計画

1 主な整備機能

前章の検討結果を踏まえ、スケートボード広場のゾーニングやその他必要な設備等の考え方、及び開設までの参考スケジュールを設定します。

(1) ゾーニング

幅広い利用者層への対応とともに、利用者が創造性を発揮できる自由度の高いスケートボード広場の実現を目指し、ゾーニングを示します。



ア 全体

- ストリートカルチャーから育まれたスポーツであるスケートボードの特色を活かし、葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現し、本区の街中を滑走するようなイメージで設計します。また、音響設備を配備し、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現します。これにより、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じてスケートボードの魅力や楽しさを発信「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じて、スケートボードの魅力や楽しさを発信します。
- 植栽やシェードを用いた日よけスペースにベンチ等が設置された滞留空間を配置し、利用者の休憩やスケートボードの観覧が可能な設計とします。また、これらの空間を効果的に利用し、夏季の熱中症対策を講じます。
- 利用者間の衝突等の発生を抑制し、誰もが安全に利用できるコースやセクションの配置を設計します。

イ 回遊ゾーン

- ・滑走エリアの外周を囲むように設置した周回コースです。
- ・コンクリート舗装による整備とします。
- ・左右両周りの対面滑走が可能なゆとりあるコース幅を確保し、利用者が自由に長距離の周回滑走が楽しめるエリアとします。

ウ フラットゾーン

- ・コンクリート舗装の平坦な路面を整備します。
- ・基礎的な練習からスキルアップまで、利用者の習熟度に合わせた自由な使い方ができるエリアです。
- ・セクションを設置する場合は、置き式（移設可能）を想定します。



エ アクティブゾーン

- ・コンクリート舗装による、多種多様なセクションを設置し、幅広いレベルの利用者が競技に親しめるエリアとします。
- ・パフォーマンスゾーンと一体性を有した配置とし、相互のセクションを活かした、創造的な滑走を楽しめるエリアとします。
- ・セクション内に滞留空間を配置し、利用者同士が交流する機会を創出します。



エ パフォーマンスゾーン

- ・アクティブゾーンとの一体的な利用により、連続した滑走が可能であり、経験と技術を有した愛好者・競技者が、更なるスキルアップやパフォーマンスの発揮を楽しめるエリアとします。
- ・大会やイベントの開催場所とし、スケートボードの魅力を発信していきます。



オ 管理ゾーン（トイレを含む）

- ・管理スタッフによる利用受付、マナー啓発、競技に関する指導・助言及び講習会等を行います。なお、管理スタッフは、運営時間中の常駐を予定しています。
- ・利用者の利便性に配慮しトイレを新設します。スケートボード広場以外の公園利用者も利用可能な配置とします。

(2) その他設備

想定している設備は以下のとおりです。必要な規模等については、令和8年度に着手を予定している基本設計・実施設計において詳細を検討します。

ア 電気設備

ナイター運営を想定した設備を計画します（想定照度 150lx 以上）。また、管理事務所及びトイレに必要となる照明設備を併せて整備します。

イ 雨水排水設備

建物（管理事務所及びトイレ）及び滑走エリア内に必要となる雨水排水設備を計画します。

ウ 給水・排水設備

管理事務所及びトイレの整備に必要な、給水・排水設備を計画します。

2 想定スケジュール

令和8年度以降の想定スケジュールは以下のとおりです。

なお、基本設計・実施設計における検討の結果、施工期間が変更となる場合があります。

	令和8年度												令和9年度												令和10年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本設計・実施設計																																				
関連法に基づく許可申請等手続き																																				
施工（破線部は入札等の準備期間）																																				
開設準備																																				

※開設準備完了後、令和10年度中に供用開始します。

(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画

令和 8 年 月発行

葛飾区教育委員会事務局 生涯スポーツ課 管理係

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 7-17-1 (奥戸総合スポーツセンターハイウェイ内)

TEL : 03(3691)7111 (午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

メールアドレス : 301600@city.katsushika.lg.jp



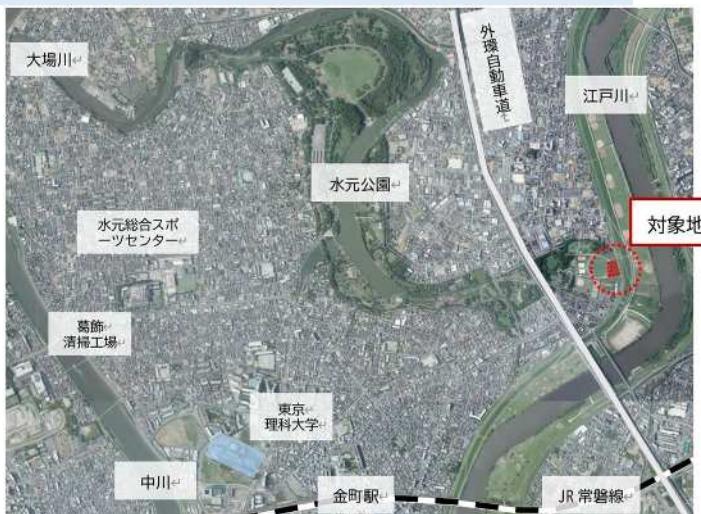
(仮称)水元公園スケートボード広場整備 基本計画(概要版) 令和8年 月

葛飾区スポーツ推進計画に掲げている「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、区民のニーズに応え、スポーツの裾野を広げるため、(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画を策定します。

■ 計画策定の背景・目的

- スケートボードは、東京 2020 オリンピック競技大会に続き、パリ 2024 オリンピック競技大会においても、日本人選手が大きく活躍したことで、競技として注目を集めています。
- 本区においても、令和 6 年度に実施した第 5 回葛飾区区民モニターアンケート調査の、区内にアーバンスポーツ施設は必要かという質問に、「必要」及び「どちらかといえば必要」と回答した区民は 69.0% であり、そのうち、必要と思う種目において「スケートボード」と回答した区民は、65.6% と最も高い割合になっていることから、機運の高まりとともに、需要が増加傾向にあることがうかがえます。
- 区内では、現状「上千葉砂原公園」の一部を夕方の時間帯に練習場所としていますが、スケートボード専用の施設ではないことから、愛好者・競技者の需要を満たしているとは言えません。
- こうした状況を踏まえ、区民の需要の増加に応えるとともに、愛好者・競技者が安全かつ安心してスケートボードに取り組める、専用施設の整備を進める必要があります。
- 整備に当たっては、愛好者・競技者だけでなく、初心者や家族連れなど、年齢や経験を問わず多くの方が「体験してみたい」、「利用してみたい」と思える、魅力あるスケートボード施設となることを目指します。また、大会やイベントが開催可能な設計とし、スケートボードの楽しさややりがいを発信していく、幅広い世代の関心が高められる施設を目指します。

■ 対象地の概況



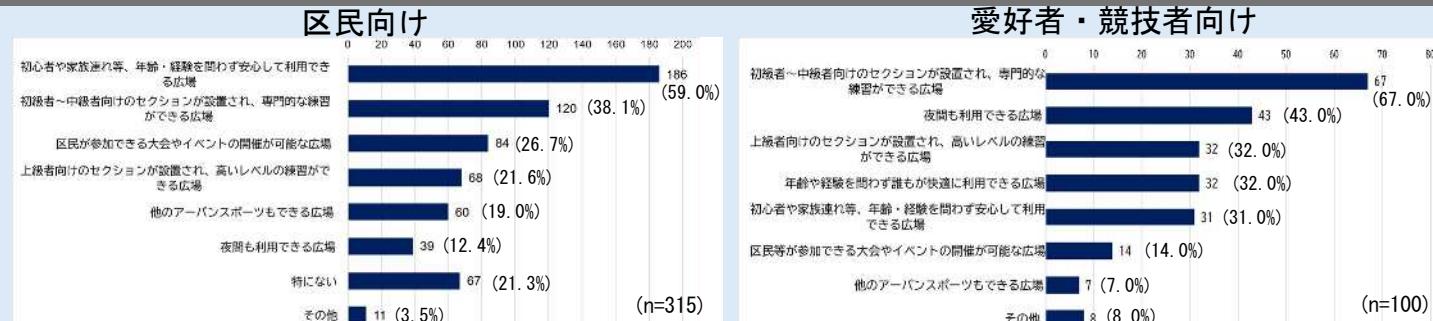
名称	水元公園 東金町運動場 多目的広場東側草地広場
位置	葛飾区東金町 8 丁目 24 番
アクセス	東武バスセントラル 「東金町運動場入口」下車徒歩 5 分
敷地面積	約 4,900 m ² ※測量調査を実施予定



※国土地理院撮影の空中写真（令和元年撮影）を加工して作成

■ アンケート調査結果(一部抜粋)

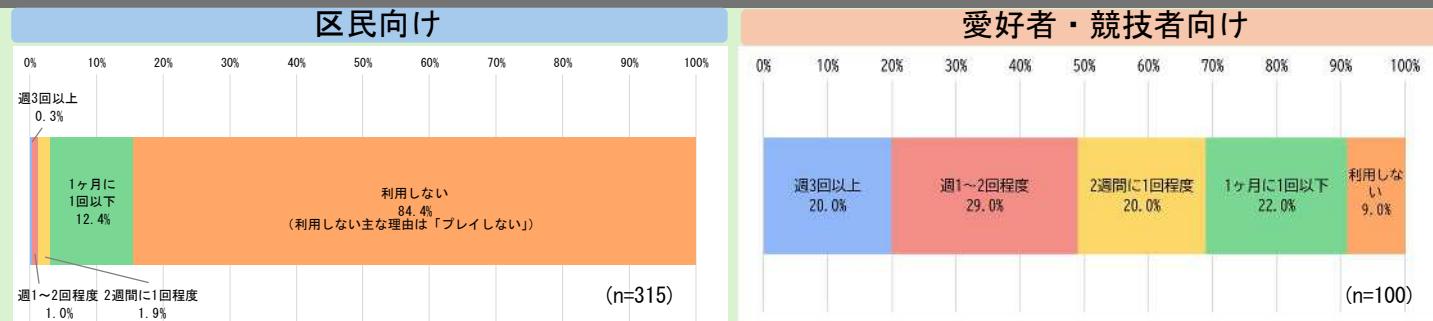
利用してみたいスケートボード広場（複数回答可）



まとめ ○フラットな広場と初級・中級セクションを中心に、一部上級セクションを盛り込んだ配置とすることで、幅広い利用者層に対応した施設になると考えます。

○愛好者・競技者では、夜間利用に対する高い需要が示されました。

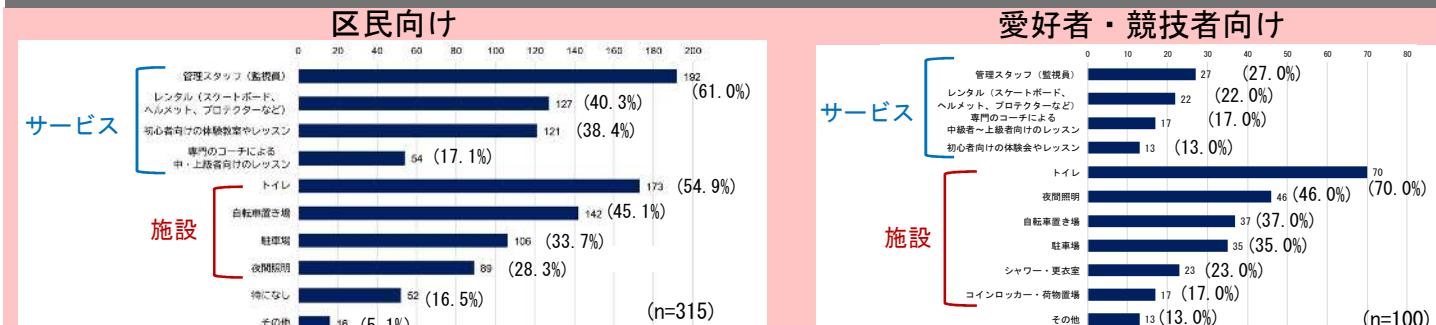
(仮称) 水元公園スケートボード広場の利用意向（単一回答）



まとめ ○区民では「利用しない」と回答した方が多い一方で、愛好者・競技者では、半数程度の回答者が、週1回以上の定期的な利用意向が示されました。

○大会や体験教室の実施等により、魅力や楽しさを発信し、利用者層の拡大を図ります。

整備してほしい施設やサービス（複数回答可）



まとめ ○サービス面では、管理スタッフ配置や道具のレンタル等、誰もが安全・安心に利用ができる環境が求められています。

○施設面では、トイレや自転車置き場等の利便性の向上を図る設備が求められています。

プロ選手のパフォーマンス観覧の意向（単一回答）



まとめ ○区民、愛好者・競技者とも観覧に高い関心を持っている結果となりました。

○プロ選手のパフォーマンスが観覧できる機会を設けて、競技の魅力を発信します。

■ 基本的な考え方

幅広い利用者層に対応するとともに、利用者が創造性を発揮できる自由度の高い施設の実現を目指し、整備に向けた基本的な考え方を整理します。

① 年齢や経験等を問わず幅広い利用者層に対応した施設

- ・計画地の広い面積を活かして、初級から上級まで全てのレベルに対応した滑走エリアを設け、年齢・経験を問わない、幅広い利用者層が楽しめる施設とします。
- ・フラットな滑走面と多種多様なセクションを配置し、利用者の創造性が発揮される自由度の高い滑走が楽しめる先進的な施設とします。
- ・スケートボードを中心に、オンラインスケートやBMX等、様々な競技種目での利用も可能とし、幅広い需要に対応できる施設とします。



③ 安全・安心な環境の構築

- ・管理スタッフの配置や安全柵の設置など、他の公園利用者に配慮した、安全・安心な利用環境を維持します。
- ・定期的なマナー啓発、競技に関する指導・助言及び講習会等を行います。
- ・スケートボードやオンラインスケート、BMXといった各種目の利用者が安全に取り組める利用方法やルールを定めます。
- ・滑走音や照明等が、周辺住民や公園の自然環境に与える影響を可能な限り低減させるための方策を、設計で検討します。

② 次世代の育成とスケートボード文化の振興

- ・初心者向けにスケートボードやヘルメット、プロテクター等のレンタルを実施し、競技に触れるきっかけを創出する施設とします。
- ・区民が参加できる大会やプロ選手のパフォーマンスを楽しめるイベント等が実施できる施設とします。また、SNSを用いてこれらの情報を発信します。
- ・葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現し、本区の街中を滑走するようなイメージで設計します。また、音響設備を配備し、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現します。これにより、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じてスケートボードの魅力や楽しさを発信します。

④ 大規模災害時の対応

- ・水元公園が「大規模救出救助活動拠点」であることを踏まえ、発災時には関係機関と連携し、災害対応スペースとして効果的に活用します。

■ 整備計画

全体

- 葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現するとともに、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現し、文化的側面を通じた魅力発信
- 安全性の確保
- 植栽やシェードを用いた日よけスペースにベンチ等が設置された滞留空間を配置



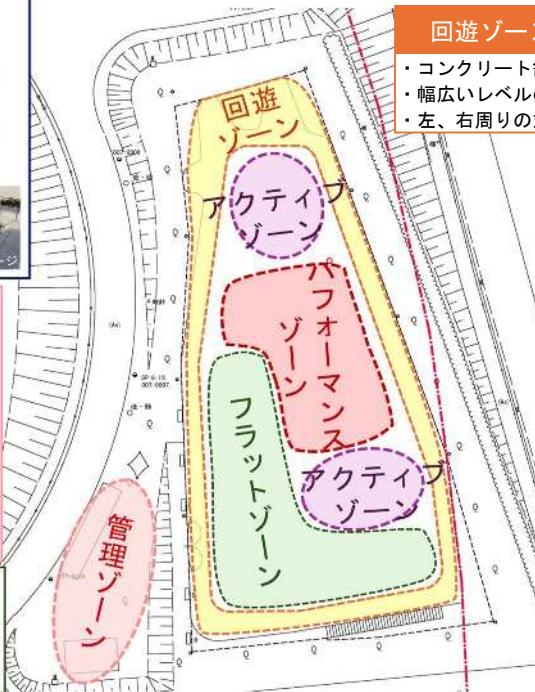
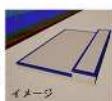
管理(トイレを含む。)ゾーン

- 受付（利用・道具レンタルなど）、安全管理、マナーアップ活動等の実施
- 整備計画地の利便性の向上を図るためにトイレ新設（スケートボード以外の公園利用者も利用可能）



フラットゾーン

- コンクリート舗装のフラットな路面
- 基礎的な練習から創造性を活かした滑走まで幅広く対応



回遊ゾーン

- コンクリート舗装の平坦な周回コース
- 幅広いレベルの使用を想定
- 左、右周りの対面滑走が可能なゆとりあるコース幅を確保

アクティブゾーン

- 多種多様なセクションを設置し、幅広いレベルの利用者が競技に親しめるエリア
- パフォーマンスゾーンと一体性を有し、相互に連携した創造的な滑走が可能
- セクション内に滞留空間を配置し、利用者同士の交流機会を創出



パフォーマンスゾーン

- アクティブゾーンとの一体的な利用により連続した滑走が可能
- 大会や、プロスケーター等によるパフォーマンスが楽しめるイベントの開催エリア



滑走エリア	全体	約 2,670 m ²																																					
管理施設	管理事務所 倉庫	約 50 m ²		安全管理、利用受付、備品収納等																																			
安全対策	フェンス	高さ 3m／延長約 200m																																					
	出入口	高さ 3m 両開き門扉																																					
	照明	JIS（日本産業規格）照明基準に準じた 150lx 以上の照度を確保																																					
その他	トイレ	約 30 m ²	男性用 1 か所、女性用 1 か所 バリアフリートイレ 1 室																																				
	駐輪スペース	約 70 m ² (約 35 台分)																																					
運営時間（想定）	平日・休日	午前 9 時～午後 9 時 (最終受付 午後 8 時 15 分)																																					

■ 想定スケジュール

	令和 8 年度			令和 9 年度			令和 10 年度																	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本設計・実施設計																								
関連法に基づく許可申請等手続き																								
施工(破線部は入札等の準備期間)																								
開設準備*																								

※開設準備完了後、令和 10 年度中に供用開始します。

令和 8 年 月発行

葛飾区教育委員会事務局 生涯スポーツ課 管理係

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 7-17-1 (奥戸総合スポーツセンター体育館内)

TEL : 03(3691)7111 (午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

メールアドレス : 301600@city.katsushika.lg.jp

